平成 25 年 2 月 1 日

各　位

会　社　名　株式会社　七十七銀行
代表者名　取締役頭取　氏家　照彦
（コード番号 8341 東証第一部・札証）
問合せ先　取締役総合企画部長 小林 英文
（TEL 022-267-1111）

平成 24 年 9 月期における経営強化計画の履行状況について

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成 24 年 9 月期における経営強化計画の履行状況をとりまとめましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、別添「経営強化計画の履行状況報告書」をご参照ください。

以　上

経 営 強 化 計 画 の 履 行 状 況 報 告 書

平成 24 年 12 月

七十七銀行

目　次

１．平成 24 年 9 月期中間決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（１）経営環境・・・　1
（２）宮城県の復興動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（３）決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・　5
（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況・・・・・・・・・・　5
Ａ．中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況・・・・・　5
Ｂ．担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（２）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
Ａ．被災者への信用供与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
Ｂ．被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況・・　１５
（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況・・・　３４
Ａ．創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況・・・・　３４
Ｂ．経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
Ｃ．早期の事業再生に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
Ｄ．事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況・・・・・・・・・　３６

３．剰余金の処分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

４．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策・・・・・・・・・・・　３８
（１）経営管理にかかる体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
（２）各種リスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

１．平成 24 年 9 月期中間決算の概要

（１）経営環境

国内の景気は、東日本大震災の復興関連需要等を背景とした公共投資の増加や生産・輸出の持ち直し、個人消費の上向きの動きなどにより、緩やかな回復基調となりましたが、当中間期末にかけては、海外経済の減速などを背景に、景気回復の動きに足踏みがみられる状況となりました。

今後については、復興関連需要の継続などが予想されるものの、海外経済の減速などを背景として、当面弱めの動きが続くと見込まれていることに加え、欧州等の海外情勢の不確実性などから、景気の下押しリスクが懸念される状況にあります。

当行の主要な営業基盤である宮城県の景気は、東日本大震災による被害の影響が引続きみられたものの、全体としては、生産・営業設備の復旧、震災復旧事業の増勢などを背景として回復の動きとなりました。

今後についても、震災復興関連の生産や需要の増勢などを背景として回復の動きが継続すると見込まれますが、沿岸部では甚大な震災被害の影響が当面続くことが想定され、また、原発事故に伴う一次産業等への直接・間接的な影響も想定されます。

このように当行の主要な営業基盤である宮城県の経済が依然として多くの課題を抱えるなか、金融機関は、実体経済・企業のバックアップ役としてサポートを行い、経済をリードすることが求められております。さらに、地域金融機関は、お取引先に対する経営改善支援やお客さまの海外進出支援等、コンサルティング機能の一層の強化・充実を通じて地域経済・社会の発展に貢献する必要があります。特に、当行は、地域と共にある金融機関として、震災で甚大な被害を受けた地域の復興・発展に向け、金融面から力強い支援を行っていく必要があります。

こうした経営環境のもと、当行では、活力に満ち、豊かで優しさにあふれる宮城、東北を取り戻すために、「金融仲介機能の発揮」、「地域の復興と更なる発展への貢献」、「防災・安全、環境配慮型社会への対応」を柱とする復興支援方針を策定（平成 23 年 12 月公表）いたしましたほか、地域と共に持続的成長を遂げるため、震災復興と地域経済の活性化に向けた金融仲介機能を発揮するとともに、融資・コンサルティング力の強化等に取り組む、中期経営計画「『未来への力（ＰＯＷＥＲ）』～再生と進化の 36 カ月～」を策定（平成 24 年 4 月公表）いたしました。

当行は、これら復興支援方針や中期経営計画をはじめ、金融機能強化法の震災特例を活用した劣後ローンの導入に際し策定（平成 23 年 12 月公表）した経営強化計画に基づき、引続き、力強い金融仲介機能を発揮し、金融面から地域の震災復興支援と経済の活性化の推進に向け、全力で取り組んでまいる所存であります。

（２）宮城県の復興動向

Ａ．復興の進捗状況

震災から１年９カ月となりますが、以下の図に記載のとおり、宮城県の復興の進捗状況は、インフラの整備が未だ途上でありますほか、土地の嵩上げや防災集団移転促進事業への対応が求められているなど、多くの課題を解決しなければならない状況にあります。

当行が平成 24 年６月～7 月に実施した「県内企業動向調査」においても、7 割を超える企業が「被災土地の復旧・整備計画の早急な実施」を今後の課題として上げております。

Ｂ．資金の供給

当行は、以下の図に記載のとおり、震災直後から融資等による資金の供給を柔軟かつ積極的に行っており、地元金融機関や公的金融機関等においても、積極的な資金供給が行われていると認識しております。

また、金融機関以外からの資金の供給も行われております。東日本大震災により被災された複数の中小企業等グループの皆さまの施設・整備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されており、平成 24 年 9 月末時点で、約 1,530 億円の予算が配分されております。

さらに、被災地の復興を支援するため国が交付する「復興交付金」の宮城県内への交付可能額は、平成 24 年 9 月末時点で約 4,160 億円となっております。その他、震災に伴い宮城県内で支払われた地震保険金は、平成 24 年５月末時点で約 5,600 億円となっております。

金融機関による資金の供給に加え、公的機関による各種補助事業等を通じた資金の供給や保険金・義援金等により、現在、宮城県内では円滑に資金が供給されているものと認識しております。

こうしたなか、今後の各種復興事業の進展に伴い、お客さまの資金需要は一層本格化してくるものと見込まれます。

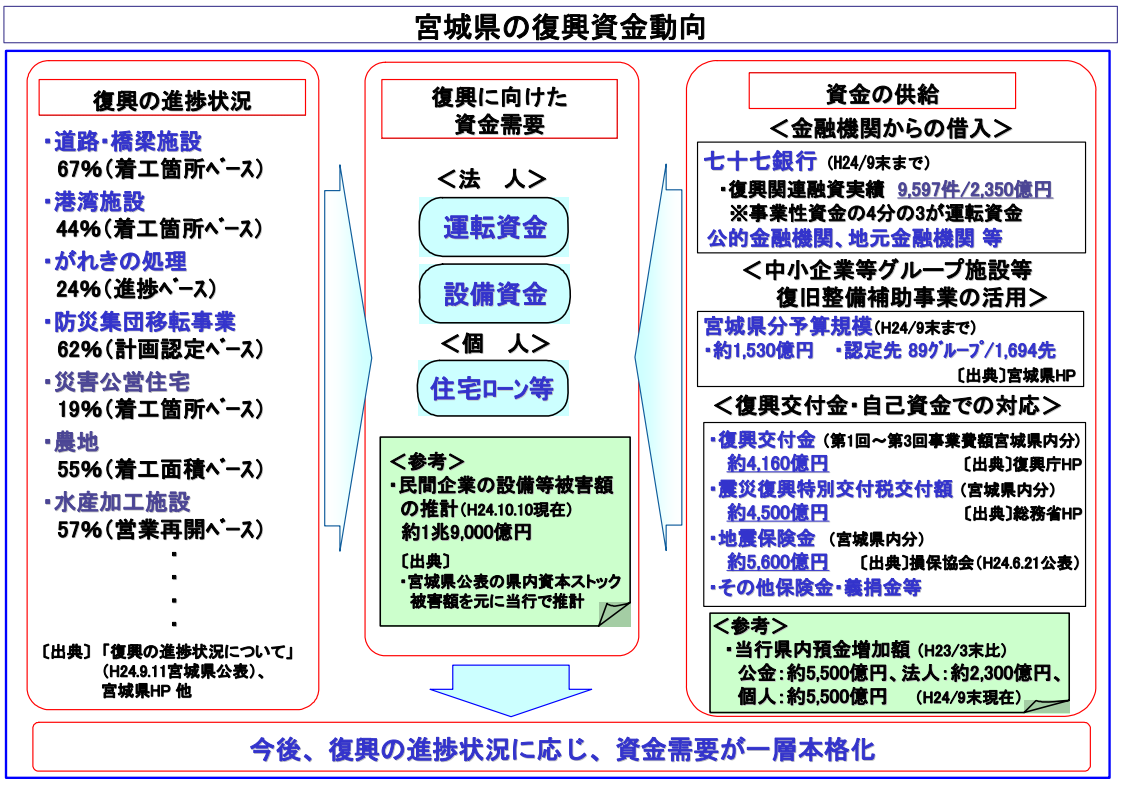

（３）決算の概要

Ａ．預金（譲渡性預金を含む）

預金と譲渡性預金の合計額は、東日本大震災に伴う保険金や国庫補助金等の流入により、平成 23 年 9 月末比 5.7％、3,717 億円増加し、6 兆 8,629 億円となりました。

なお、当行では、預金が震災前と比較して 1 兆円以上増加しておりますが、大半は復興交付金等の公金預金、保険金および義援金であります。公金預金については、インフラ整備が未だ途上であることから滞留している状況にあり、復興事業の本格化により徐々に流出していくものと認識しております。また、保険金や義援金につきましても、生活の再建や事業等の設備の復旧資金として、今後少しずつ流出していくものと考えられます。

Ｂ．貸出金

貸出金は、保険金等を原資とする臨時返済の増加や潤沢な手元資金による資金ニーズの低下等が見られたものの、震災からの復旧・復興にかかる資金ニーズに積極的に応需し中小企業等向け貸出の増強に努めましたほか、大企業等向け貸出が増加したこともあり、平成 23 年 9 月末比 2.7％、991 億円増加し、3 兆 6,820 億円となりました。

Ｃ．有価証券残高

有価証券残高は、預金が大幅に増加したことなどに伴い、国債を中心に運用額が増加したことから、平成 23 年 9 月末比 23.0％、5,800 億円増加し、3 兆 996 億円となりました。

【資産・負債の状況】　（単位：億円）

	24/9 期 実　績	24/3 期比	23/9 期比	24/3 期 実　績	23/9 期 実　績
資　産	72,709	▲3,186	3,568	75,895	69,141
うち貸出金	36,820	329	991	36,491	35,829
うち中小企業向け貸出	12,073	▲148	266	12,221	11,807
うち有価証券	30,996	2,502	5,800	28,494	25,196
負　債	69,676	▲3,139	3,398	72,815	66,278
うち預金・譲渡性預金	68,629	▲3,113	3,717	71,742	64,912
うち社債・借用金	204	2	152	202	52
資　本	3,033	▲47	170	3,080	2,863

Ｄ．損益

貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少しましたが、債券売却益が増加したことなどから、経常収益は平成 23 年 9 月末比 3.4％、17 億 39 百万円増収の 514 億 42 百万円となりました。

経費削減への取組み等により、経費が減少したものの、資金運用収益の減少により資金利益は減益となったことなどから、コア業務純益は平成 23 年 9 月末比▲5.8％、7 億 67 百万円減益の 123 億 6 百万円となりました。

株式市況の低迷等により、有価証券の減損処理額が増加したものの、与信関係費用が減少したことなどから、経常利益は平成 23 年 9 月末比 21.3％、11 億 63 百万円増益の 66 億円となりました。また、中間純利益は平成 23 年 9 月末比 104.3％、20 億 92 百万円増益の 40 億 96 百万円となりました。

Ｅ．自己資本比率

貸出金の増加等に伴いリスクアセットが増加したものの、金融機能強化法の震災特例に基づく劣後ローンの導入や内部留保の積上げにより自己資本額が増加したことから、自己資本比率[国内基準]は平成23年9月末比0.82ポイント上昇し、12.18%となりました。

Ｆ．金融再生法開示債権等

要管理債権以下の合計残高は、震災後、貸出先の詳細な被害状況等の調査・分析を進めたうえで自己査定を行った結果、平成23年9月末比36億円減少の1,617億円となりました。この結果、金融再生法基準による不良債権（要管理債権以下）比率は、平成23年9月末比0.22ポイント低下し、4.33%となりました。

Ｇ．与信関係費用

与信関係費用は、お取引先の債務者区分ランクアップの増加等により、貸倒引当金取崩超過となったことを主因に、平成23年9月末比77億円減少の▲20億円となりました。

【損益の状況】　（単位：百万円）

	24/9期 実　績	24/9期 見通し比	23/9期比	24/9期 見通し	23/9期 実　績
業務粗利益	40,814	▲186	▲1,182	41,000	41,996
資金利益	34,661		▲1,750		36,411
役務取引等利益	4,882		292		4,590
国債等債券損益	1,055		251		804
経　費	27,452	▲1,448	▲666	28,900	28,118
コア業務純益	12,306	906	▲767	11,400	13,073
一般貸倒引当金繰入額	－		▲1,082		1,082
業務純益	13,362	1,262	567	12,100	12,795
臨時損益	▲6,749	▲4,149	590	▲2,600	▲7,339
不良債権処理額	372	▲2,628	▲4,190	3,000	4,562
株式等関係損益	▲7,090	▲7,290	▲5,817	200	▲1,273
経常利益	6,600	▲2,800	1,163	9,400	5,437
特別損益	▲307	▲207	661	▲100	▲968
中間純利益	4,096	▲1,004	2,092	5,100	2,004
利益剰余金	258,957		10,070		248,887

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

Ａ．中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

ａ．中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

①営業体制等

当行の店舗は沿岸部を中心に震災により甚大な被害を受け、震災発生から１カ月後の平成 23 年 4 月 11 日時点で元の位置で営業できない店舗は 21 カ店ありましたが、被災した店舗の復旧に最優先で取り組んだ結果、平成 24 年 11 月末現在、元位置で営業を再開した店舗が 13 カ店、元位置近隣への店舗設置により営業を再開した店舗が 5 カ店となっており、元位置近隣の店舗に同居する店舗内店舗の形態で営業している店舗は３カ店となっております。

平成 24 年 7 月には、南三陸町内の唯一の支店でありながら、津波によって甚大な被害を受け、震災以降、隣接する登米市内にある米谷支店の店舗内店舗としての営業を余儀なくされていた志津川支店を、南三陸町内の元の支店所在地により近い場所に店舗を建設し、移転いたしました。

また、平成 24 年 10 月には、防災集団移転促進事業の新市街地として整備が始まるなど、震災の影響でご利用されるお客さまが増加している蛇田支店（石巻市）を、石巻エリアのエリア店（主に個人向け店舗）から一般のフルバンキング店舗に変更するとともに、行員２名を増員し、復興支援に向けたよりきめ細やかな対応を行う体制を整えております。

さらに、平成 24 年 12 月には、志津川支店と同様に、津波によって甚大な被害を受け、気仙沼支店の店舗内店舗として営業していた内脇支店（気仙沼市）についても、お客さまの利便性向上のため、近隣に新たな店舗を新築し、独立した店舗として営業を再開いたしました。

ＡＴＭについては、震災の影響により、一部の店舗外ＣＳコーナーで営業を休止しておりますが、お客さまの利便性向上のため、平成 24 年 11 月末現在、被災地域を中心に新たに 12 カ所の店舗外ＣＳコーナーを開設しているほか、営業時間の拡大や設置台数を増やすなどの対応を行っております。

店舗・ＡＴＭにかかる対応以外の取組みとしては、被災されたお客さまのご融資に関するご相談に迅速かつ柔軟に取り組むため、平成 23 年 4 月 1 日より、「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」を全店に設置するなど体制を拡充しておりますほか、休日相談窓口およびフリーダイヤルについては、平成 24 年 3 月 31 日迄としていた設置期間を、平成 25 年 3 月 31 日迄延長しております。

②震災復興委員会の動き

震災による甚大な被害状況を踏まえ、金融インフラ、お客さまとのお取引の早期正常化に取り組むとともに、金融仲介機能の更なる向上に向けた取組みを推進し、地域社会・経済の復興、発展に貢献するため、平成23年5月、本部に頭取を委員長とする「震災復興委員会」を設置しております。

平成24年11月末迄に計20回開催した「震災復興委員会」では、震災による影響等の把握、被災店舗の対応および復興支援にかかる施策等の審議やその実施状況についてモニタリングを行うとともに、実効性に応じて施策の見直しも適宜行っております。

③審査部による出張審査の実施

当行では、融資のご相談・お申込みに迅速かつ円滑に対応するため、審査部の行員が営業店を訪問し、案件審査等を行う「出張審査」を行っております。震災後は、出張審査の専担者を増員するとともに、平成23年7月には、従来の短時間の訪問では対応が難しい案件への取組みを強化するため、津波による甚大な被害を受けた地域の営業店を中心に、数日間駐在し、集中的に案件審査やお取引先の事業再生に関する営業店指導等を行う「駐在型審査」を新たに開始するなど、出張審査の体制を強化しております。

震災後、平成24年11月末迄の出張審査の訪問店数は延べ1,370カ店、駐在型審査の実施日数は延べ97日となっております。

東日本大震災の発生に伴うお借入のご相談や高度な専門知識を要する案件の増加を踏まえ、引続き出張審査と駐在型審査を活用し、スピーディーな対応に努めてまいります。

【出張審査訪問店数】　（単位：カ店）

		24年3月迄 累　計	24年度 上半期	24年10月～11月	累　計
津波の被害が甚大であった地域	塩釜地域	60	36	11	107
	石巻地域	147	52	6	205
	気仙沼地域	65	23	1	89
	岩沼地域	59	48	9	116
	福島県浜通り地域	28	17	5	50
小　計		359	176	32	567
上記以外地域		387	299	117	803
合　計		746	475	149	1,370

④事業再生・経営改善支援の強化

ア．企業支援室の増員による事業再生支援先に対する支援

当行では、審査部に企業支援室を設置し、事業再生支援と経営改善支援を行っておりますが、今回の震災で被災したお取引先の事業再生や経営改善に向けた取組みを強力に後押しすることが、これまで以上に必要となっている状況を踏まえ、企業支援室の人員を順次増員しており、震災前の 5 名体制から、平成 24 年 10 月には 14 名体制としております。

企業支援室では、お取引先の中から「事業再生支援先」を選定し、再生支援に直接関与しております。

平成 24 年度上半期は、前年度に引続き沿岸部のお取引先を中心に、新たに 11 先を事業再生支援先として選定し、計 39 先のお取引先の再生支援に取り組みました。その結果、13 先のお取引先が業況の改善（うちランクアップ（自己査定における債務者区分の上方遷移）5 先）等に至り、再生支援策実施済先となりました。

平成 24 年度下半期は、企業支援室の増員を受け、津波による被害が大きかった沿岸部のお取引先を中心に、新たに 41 先を事業再生支援先として選定し、計 80 先のお取引先の再生支援に取り組んでおります。平成 24 年 11 月末迄に計 3 先のお取引先について、経営改善計画の策定や計画への合意にかかる他の金融機関との調整などの支援を実施しました。その結果、1 先のお取引先のランクアップを図っております。

【事業再生支援先の選定先数】　（単位：先）

	22 年度 下半期	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年度 上半期	24 年度 下半期
事業再生支援先数 （期中追加先）	17 (0)	35 (19)	37 (2)	39 (11)	80 (41)
再生支援策実施済先数	1	0	9	13	3(注１)
ランクアップ（自己査定における債務者区分の上方遷移）先数	1	0	4	5	1(注１)

注１．平成 24 年 11 月末迄
注２．事業再生支援先の選定解除は年度毎に実施

【事業再生支援先にかかる主なランクアップの事例】

業 種		再生支援内容
24 年度 上半期	食料品製造業	当社は、老舗の笹かまぼこ製造業者であるが、東日本大震災により工場が被災し、商品・材料・製造機械等に被害を受けた。当行は、工場・機械設備復旧のために「東日本大震災復興ファンド」を活用して資本性資金（劣後ローン）を注入、復興需要も受け過去最高の売上・収益を計上、財務内容が健全化しランクアップに至った。
	化学製品製造業	当社は、独自の製法により質の高い化学製品の生産技術を有していたが、東日本大震災により工場等に甚大な被害を受けた。当行は、メイン行としてＤＤＳを導入するとともに、「東日本大震災中小企業復興支援ファンド」を活用して資本性資金（転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付））を注入し、外部専門家と連携した経営改善計画を策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。
	和菓子製造・小売業	当社は、老舗の和菓子製造・小売業者であるが、過去の営業施策の失敗等により、業況悪化が長期化していた。当行は、中小企業再生支援協議会の活用により経営改善計画の策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。
24 年度 下半期	水産加工業	当社は、サメ等の水産加工品を取り扱う地元随一の業者であったが、東日本大震災により本社・工場等に甚大な被害を受けた。当行は、東日本大震災事業者再生支援機構に対して事業再生支援を要請し、機構関与の下で債権買取りを含めた事業計画を策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。

イ．営業店における経営改善支援

事業再生支援先以外のお取引先に対しては、営業店が主となって経営改善計画の策定等を通じたコンサルティング機能の発揮を行い、経営改善支援を実施しております。

具体的には、営業店がお取引先の事業の現状や中・長期的な見通し、経営資源の状態、計画の実現性等について、お取引先と十分な協議を行った上で双方が同意した内容の経営改善計画を策定し、計画の実行については、適宜フォローを行っていく取組みを行っております。

平成 24 年 4 月には、経営改善計画の策定支援等を通じたコンサルティング機能をより一層発揮していく観点から、債務者区分のランクアップを視野に入れた取組みを実施するお取引先の対象を拡げており、平成 24 年度上半期は、前期比 1,124 先増加となる 1,756 先に対して、債務者区分のランクアップを視野に入れた取組みを実施いたしました。うち 285 先については、経営改善計画の策定等を通じた営業支援を実施しており、これらの取組みの結果、181 先のお取引先が、債務者区分のランクアップに至っております。

なお、平成 24 年度下半期は、営業店業績表彰制度において、経営改善支援にかかる取組状況の評価内容を拡充しており、より一層の積極的な取組みをすすめております。

ウ．経営改善支援にかかる本部関与の強化

震災に伴う直接・間接的な被害の広がりに伴い、沿岸部を中心とした被災地域経済が厳しい状況にあることを踏まえ、経営改善計画の策定支援等を通じたコンサルティング機能をより一層発揮していく観点から、平成 24 年度より、営業店において、再建支援を目的とした貸出条件変更等を必要とするお取引先に、原則として経営改善計画の策定支援を行うこととといたしました。また、これらのお取引先に対し、企業支援室が定期的なモニタリングを実施するなど、経営改善支援にかかる本部の関与を更に強化しております。

エ．「経営革新等支援機関」の認定取得

平成 24 年 11 月 5 日、当行は「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく、「経営革新等支援機関」に認定されました。

当行は、従来からお取引先の事業再生や経営改善の支援等に積極的に取り組んでおりますが、経営革新等支援機関としての新たな支援手段が加わったことで、より一層コンサルティング機能と金融仲介機能を発揮する態勢を整えております。

なお、当行は支援機関の認定を受けたことに伴い、信用保証協会による新たな信用保証制度である「経営力強化保証制度」の取扱いを開始しております。

〔経営革新等支援機関認定の効果〕

・認定機関（当行）の支援を受けた中小企業のお客さまが、信用保証協会が新たに創設する「経営力強化保証制度」をご利用いただけるようになります。

・認定機関（当行）は、技術、知財管理、海外展開等の分野において、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家の派遣を中小企業基盤整備機構から受けることが可能になります。

⑤個人債務者の私的整理に関するガイドラインへの対応

当行では「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用開始（平成23年8月）以降、受付体制の整備と制度の周知に積極的に努めてまいりました。



平成24年4月から12月末迄の間に、津波等により甚大な被害を受けた地域で当行の住宅ローンをご利用いただいているお客さまの内、169先に対して本部行員が電話により制度のご案内を実施するとともに、3,620先に対して制度のご案内書面とパンフレットを郵送いたしました。

また、平成24年11月には、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会および仙台弁護士会とともに「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を、津波により甚大な被害を受けた亘理町で開催いたしました。

このような対応の結果、ガイドラインの運用開始から平成24年12月末迄の相談受付件数は334件、申出受付件数は90件、弁済計画案受付件数は48件となり、39件の弁済計画案に同意しております。また、弁済計画案を受付し同意未了となっている9件につきましては、迅速な対応に努めております。

【ガイドライン対応実績】　（単位：件）

	23年度	24年度上半期	24年10月～12月	累　計
相談受付	105	102	127	334
窓　口	79	59	91	229
フリーダイヤル	15	29	22	66
その他	11	14	14	39
申出受付	23	36	31	90
（取下げ等）	(0)	(5)	(3)	(8)
弁済計画案受付	3	26	19	48
同　意	1	21	17	39
（成　立）	(0)	(19)	(14)	(33)
不同意	0	0	0	0

注．個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由した受付実績を含む。

震災発生から1年9カ月が経過した現在におきましても、防災集団移転促進事業等に伴う自宅の移転を控えたお客さまもいらっしゃるなど、被災された方のおかれた状況は様々であり、当行では、お客さまへのガイドラインの周知に積極的に努めてまいります。また、ご相談を受付した際には、お客さまの状況をきめ細かく把握し、お客さまの状況に応じてガイドラインの利用を積極的に進めていくとともに、迅速な対応に努めてまいります。

⑥復興支援融資商品の取扱い

ア．七十七東日本大震災復興支援ローン

震災直後の平成23年3月16日より、特別金利による「七十七災害対策ローン」の取扱いを開始いたしましたほか、平成23年4月25日には、お客さまの早期復旧・復興を一層支援するため、「七十七災害対策ローン」の返済期間や金利の見直し等を行い、商品内容を拡充した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

さらに、平成24年4月には、津波被害が甚大であった沿岸地域を中心に、建物等被害の復旧に向けた設備資金需要の本格化を見据え、「七十七東日本大震災復興支援ローン」の商品内容を拡充しております。

〔主な拡充内容（平成24年4月)〕

・事業者向けでは、ご融資限度額を 3 億円とする「有担保ロ」を新たに追加し、「無担保ロ」のご融資限度額を20百万円から50百万円に引き上げております。

・農業者向けでは、新たに、ご融資限度額を2億円とし宮城県農業信用基金協会の保証付で、かつ金利を優遇した「農信基ロ」を追加しております。

・消費性では、「リフォームロ」の名称を「無担保住宅ロ」に変更し、お使いみちに「他金融機関等からのお借換え資金」を追加したほか、ご融資限度額を7百万円から10百万円に引き上げております。

【七十七東日本大震災復興支援ローン（事業性)】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年10月～11月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業者向け合計	167	1,591	50	490	15	200	232	2,281
農業者向け合計	14	52	4	26	0	0	18	78
合　計	181	1,643	54	516	15	200	250	2,359

【七十七東日本大震災復興支援ローン、七十七災害対策ローン(消費性)】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年10月～11月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保住宅	256	750	79	211	25	81	360	1,042
無担保住宅以外	1,436	2,264	318	511	122	170	1,876	2,945
合　計	1,692	3,014	397	722	147	251	2,236	3,987

注．無担保住宅以外：マイカー、教育、生活支援の合計

イ．無担保住宅ローン（リフォームロ・借換ロ）

「リフォームローン」につきましても、平成24年4月より、名称を「無担保住宅ローン（リフォームロ・借換ロ)」に変更し、商品内容を拡充しております。

〔主な拡充内容〕

・震災により被害を受けた家屋の復旧資金需要等にも幅広く対応するため、ご融資限度額を7百万円から10百万円に引き上げております。

・完済時の年齢制限を75歳から80歳に引き上げております。

・融資期間を15年から20年に延長しております。

・お使いみちに「他金融機関等からのお借換え資金」を追加しております。

その他、保証協会保証付の震災関連制度融資、被災者の方向けの住宅ローン等の消費性貸出金につきましても、震災発生直後からこれまでの間、多数ご利用いただいております。震災後、平成24年11月末迄に、保証協会保証付の震災関連制度融資の実績は4,202件、935億円、被災者の方向けの住宅ローンの実績は2,896件、546億円となっております。

⑦本部渉外人員の増員によるコンサルティング機能の強化

ア．営業支援部隊の活動

当行では、東日本大震災からの復興や発展に向けた取組みを強化するため、営業店と連携し取引先の復興ニーズや各種ソリューションニーズに対応する支援活動を行う「営業支援部隊」を平成23年5月以降、営業支援部に設置しております。資金調達・資金運用の提案にとどまらず、各種ビジネスマッチングや復興特区税制等、お客さまの復興に役立つ情報、事業の効率化や事業承継・相続対策に役立つ情報等、様々なニーズを想定しお客さまの立場に立ったソリューションの提供を行っております。営業支援部隊の設置以降、平成24年11月末迄の訪問先数は、延べ6,922先、うち法人渉外担当者によるソリューション提案先数は、延べ2,103先となっております。また、平成24年4月から、全営業店を訪問する運動を展開し、お客さまと接する機会の一層の増加に努めております。

イ．地域振興部による地域の復興支援

地域振興部では、お客さまが国等の各種補助事業を申請する際のサポートや、地域の復興計画等に関する情報提供等を行っております。また、震災後に人員を1名増員しており、地域開発・企業進出への対応を含めた体制をより一層強化しております。震災後、平成24年11月末迄の被災企業や進出企業、各自治体等との復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ700件となっております。

ウ．アジアビジネス支援の強化

平成23年3月に新設したアジアビジネス支援室では、震災の影響等から海外との取引機会の拡大等を検討しているお客さまに対する支援や、既に海外に進出しているお取引先の資金調達支援等のニーズに積極的に対応しております。平成24年度（11月末迄）のお取引先支援数は、延べ265件となっております。

b．信用供与の実施状況を検証するための体制

「震災復興委員会」およびその下部組織の「震災復興検討部会」では、震災関連の貸出状況の把握、震災復興に資する各種施策の審議やその実施状況についてモニタリングし、実効性に応じた施策の見直しを適宜行っております。平成24年11月末迄に、「震災復興委員会」は計20回、「震災復興検討部会」は計21回開催しております。

なお、「震災復興委員会」の審議事項および各種施策の対応状況については、取締役および監査役、本部部長が出席する「役員部長連絡会」で、計5回（平成24年11月末現在）報告され、経営陣による情報の共有化が図られております。

また、「役員部長連絡会」において、「新規・貸増・見込案件」および「倒産等に伴う破綻懸念先以下債権の発生状況」が毎月報告されており、貸出案件の進捗状況や当行全体の債権管理の状況を把握しております。

このほか、「金融円滑化推進委員会」において、被災地をはじめとする金融仲介機能の発揮を通じた金融円滑化の取組状況等について情報の共有化を図るとともに、金融円滑化推進管理の態勢整備等を図っております。なお、「金融円滑化推進委員会」は、震災後、平成 24 年 11 月末迄に計 29 回開催されております。金融円滑化推進管理の状況については、「取締役会」において、震災後、平成 24 年 11 月末迄に計 6 回報告されておりますほか、内部監査において、金融円滑化推進管理にかかる態勢整備の検証を行っております。

また、お客さまからの様々な苦情・要望・意見等を承るフリーダイヤルを活用し、お客さまの声を金融仲介機能の発揮に役立てております。

Ｂ．担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

ａ．ＡＢＬ（動産担保融資）の推進

震災により多くのお客さまの資本ストックが毀損している中、お客さまの商品在庫や売掛債権などの流動性の高い収益事業資産の価値に着目したＡＢＬは、過度に担保・保証に頼らずとも資金調達が可能であり、こうした局面では極めて有効な手段であることから、当行ではＡＢＬに積極的に取り組んでおります。

平成 24 年度（11 月末迄）のＡＢＬの実行実績は、12 件 10 億円となっております。

・平成 24 年 4 月に、宮城県信用保証協会のＡＢＬ保証制度において譲渡担保とする棚卸資産の評価掛目について、業務提携先であるトゥルーバグループホールディングス株式会社による動産評価を活用した場合、評価掛目の引上げ運用を可能にするなど、ＡＢＬの一層の推進に向けた対応を行っており、平成 24 年 10 月には、当行で初となる評価掛目を引き上げたＡＢＬを、機械工具製品を担保の対象として実行しております。

・動産担保の実態を把握する目利き力の強化を目的として、特定非営利活動法人日本動産鑑定等が創設した「動産評価アドバイザー」の資格取得に取り組んでおり、平成 24 年 11 月末現在、金融機関で最多となる 8 名の行員が資格を取得しております。

・ＡＢＬでは、在庫などの動産のほかに、売掛債権や工事請負代金債権等の電子記録債権も担保の対象になることから、当行ではその活用にも取り組んでおりますほか、お取引先への情報提供にも努めております。なお、手形に代わる新たな決済手段として「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」による電子記録債権の取扱開始に向けた準備が進められており、現在、関係機関等で平成 24 年度中のサービス開始を目指しております。



＜ＡＢＬ実績の事例＞ 油圧ショベル



＜ＡＢＬ実績の事例＞ 衣料品

【ＡＢＬ実行状況／平成 24 年度（11 月末迄）】　　（単位：百万円）

業　種	実行月	担　保	震災関連	金　額
衣料品販売	平成 24 年　5 月	衣料品		25
建設機械リース	平成 24 年　6 月	建設機械		120
宗教法人	平成 24 年　7 月	金銭支払請求権	○	130
食料品製造	平成 24 年　9 月	味噌・醤油	○	30
機械器具卸	平成 24 年　9 月	一般売掛債権		50
建設業	平成 24 年　9 月	油圧ショベル・大割機	○	46
衣料品販売	平成 24 年　9 月	衣料品		150
金属製品製造	平成 24 年 10 月	電子手形債権		70
機械工具製造	平成 24 年 10 月	機械工具製品		110
金型部品製造	平成 24 年 10 月	工作機械		20
金属スクラップ等卸	平成 24 年 10 月	太陽光発電設備		50
病院・介護施設	平成 24 年 11 月	診療報酬債権･介護報酬債権	○	200
合　計（12 件）				1,001
うち震災関連（4 件）				406

【取組事例№.１】油圧ショベル（建設機械）を担保としたＡＢＬ

・建設業Ａ社は、震災により、被災地を中心に建物等の解体工事や産業廃棄物収集運搬業務が増加しました。

・工事受注が続く中、復旧工事にかかせない油圧ショベルの新規取得計画に対し、当行は同物件の資産価値に着目したＡＢＬを提案した結果、46 百万円の貸出を実行いたしました。

・新たに取得した油圧ショベルは、南三陸町などの津波により大きな被害を受けた地域を中心にフル稼働しております。

・なお、本件は同物件の価値を適正に把握するため、建設・工作機械等の買取・中古販売会社である株式会社ユーマシンに担保評価を委託しております。

ｂ．財務制限条項活用融資をはじめとするビジネスローンの推進

当行では、中小企業の皆さまに対する円滑な資金供給を行うため、無担保・固定金利の融資商品をはじめとする財務制限条項付貸出を行っております。平成 24 年度（11 月末迄）のご融資の実行実績は 68 件、29 億円となっております。

ｃ．銀行保証付私募債の推進

当行では、お客さまの長期・固定金利での資金調達ニーズに対応するとともに、その発行が適債基準を充足した優良企業に限られ、お客さまの対外取引上のイメージアップにもつながる銀行保証付私募債の推進を図っております。平成 24 年 3 月には、震災からの復旧・復興に取り組む企業を対象に、引受手数料を、通常の銀行保証付私募債から0.20％優遇し、0.05％とした「７７復興私募債」の取扱いを開始しております。

平成 24 年度（11 月末迄）の銀行保証付私募債の受託額は 10 件、10 億円となっており、うち７７復興私募債は８件、８億円を受託しております。

【取組事例№.２】７７復興私募債の受託・引受による生コンクリート製造工場購入ニーズへの資金応需

・生コンクリート製造会社Ｂ社では、震災からの復興に伴う生コンクリートの需要急増に対応するため、新たな生コンクリート製造工場の購入を検討していました。
・当行は、Ｂ社への継続的な訪問等を通じ、早い段階から生コンクリート製造工場の購入にかかる設備投資の資金調達方法を提案し、震災からの復旧・復興に取り組む企業を対象に引受手数料を優遇した「７７復興私募債」によって１億円の資金供給を行いました。
・Ｂ社では、新たな工場を取得したことによって製品の供給力が向上し、現在、地域の復興を後押しすべく、震災後の沿岸部における住宅の建替え等に伴う復興需要の増加に全社一丸となって取り組んでいます。

（２）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

Ａ．被災者への信用供与の状況

ａ．震災に係わる事業性貸出金の状況

当行では、震災からの復興を金融面から十分に支援するため、震災直後から、地域の事業者の皆さまに対するご融資を積極的に行っております。

下記に、震災に係わる事業性貸出金の実行状況を記載しておりますが、平成 24 年度上半期は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業のつなぎ資金等を中心に、資金需要に対して迅速に対応しております。また、保証協会保証付の貸出については、宮城県、仙台市等の自治体より利子補給制度による支援策が実施されている制度融資もあることから、被災されたお客さまの負担軽減につながる融資商品として積極的に推進しております。

このような取組みの結果、平成 24 年 11 月末迄の震災関連の事業性貸出金の実績は、合計で 5,318 件、2,002 億円となっております。

【震災関連貸出の実行状況】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年10月～11月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運転資金	3,578	108,891	489	27,212	151	10,107	4,218	146,210
設備資金	801	40,588	216	9,229	83	4,160	1,100	53,977
合　計	4,379	149,480	705	36,441	234	14,267	5,318	200,188

ｂ．震災に係わる住宅ローン等消費性貸出金の状況

震災により被害を受けた個人の方の生活再建に向けた取組みを支援するため、平成23年4月1日より、住宅ローンを新規に利用する被災者の方については特別金利の適用を開始しましたほか、平成23年4月25日からは、既存のローン商品よりもお借入の条件を緩和（返済期間の長期化、金利の引下げ等）した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始し、個人の被災者の方の資金需要に積極的にお応えしております。平成24年11月末迄の実績は、被災者の方向けの住宅ローンが2,896件、546億円、無担保ローンが2,236件、40億円となっております。

また、当行では、被災された方の生活再建支援の観点から、借入当初5年間を無利子とする住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の取扱いにも積極的に取り組んでおります。平成24年11月迄の受理実績は、2,956件、493億円と全国における受理実績の約4割（全国1位）を占めております。

【被災者の方向けの住宅ローン等の実行状況】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年10月～11月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅ローン	1,370	25,619	1,054	19,735	472	9,276	2,896	54,630
無担保ローン(注)	1,692	3,014	397	722	147	251	2,236	3,987

注．七十七東日本大震災復興支援ローンおよび七十七災害対策ローンの消費性貸出金（リフォーム、マイカー、教育、生活支援等）

【住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の受理実績】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年10月～11月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害復興住宅融資	1,851	29,585	909	16,354	196	3,341	2,956	49,280

注．速報ベース。平成24年12月6日現在。

Ｂ．被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

ａ．東日本大震災後の被災地域における復興ニーズの把握と復興支援に向けた対応

東日本大震災は、当行の営業基盤である宮城県全域に被害をもたらしましたが、沿岸部・内陸部など立地条件や、直接被害・間接被害などの違いにより、お客さまからの金融機関に対するニーズも多岐にわたっております。当行は、復興支援にあたり、それらニーズの把握に努め、お客さま毎のニーズに対応するソリューションを提供しております。

①取引先訪問運動の実施およびコンタクト情報の本部・営業店における共有

当行では、平成19年より、営業店行員による取引先訪問運動を展開し、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要とされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供しております。また、訪問時に入手したコンタクト情報につきましては、渉外支援・顧客管理システムへ速やかに登録しており、定型化した情報を体系的・一元的に管理するとともに、その情報を本部・営業店の全行員が共有し、本部・営業店のノウハウと融合させることにより、地域のお客さまに対するソリューションを提供し、金融仲介機能の発揮を図っております。

平成 24 年度上半期は 4 月からの 3 カ月間、取引先訪問運動を実施しました。また、下半期においては、10 月から運動期間を 4 カ月間に延長し、実施しております。その結果、平成 24 年度（11 月末迄）の訪問件数は延べ 318,524 件となっております。

【訪問件数】　（単位：件）

	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年度 上半期	24年10月～11月	累　計
訪問件数	115,973	207,260	220,120	98,404	641,757

②役付役員によるお客さま訪問

従来は定例的な訪問が中心であった役付役員によるお客さまへの訪問について、平成 23 年 7 月より、従来の枠組みに捉われず、震災関連の案件組成への対応などお客さまにとって有用なタイミングで訪問することを推進しております。平成 24 年度上半期は 24 カ店の営業店のお取引先、延べ 124 先への訪問を実施いたしました。

③本部の活用

営業店だけでは解決が難しい、専門性の高い踏み込んだニーズを持つお客さまに対しても、迅速・的確に対応できるよう、審査部による出張審査や営業支援部に設置した営業支援部隊による顧客訪問・相談の受付を実施しております。

出張審査の実施状況は 6 ページに、営業支援部隊の活動状況は 11 ページに記載しております。

b．復興のステージに合った金融仲介機能の発揮

①金融円滑化の推進

ア．貸出条件変更等への対応

当行では、震災の影響により事業の継続や融資の返済等に支障をきたしているお客さまを支援するため、お客さまの被災状況等に応じ、約定返済の一時停止や、貸出条件変更を実施しております。平成 24 年 11 月末現在、約定返済の一時停止は 85 先、貸出残高 52 億円、貸出条件変更契約の締結先数は 2,709 先となっております。

また、当行では住宅金融支援機構の災害特例による返済条件変更制度への対応を行っておりますが、当行の取扱いは承認ベースで 1,397 件となっており、全国受理件数の約 3 割（全国 1 位）を占めております。

【約定返済一時停止の実施状況】　（単位：先、百万円）

		23 年 3 月	23 年 4 月 (ﾋﾟｰｸ)	23 年 9 月	24 年 3 月	24 年 9 月	24 年 11 月
事業性貸出	先数	539	826	201	81	38	31
	残高	78,863	98,058	15,244	13,656	5,501	4,318
うち中小企業	先数	536	825	201	81	38	31
	残高	68,157	91,798	15,244	13,656	5,501	4,318
住宅ローン	先数	764	1,309	449	125	54	49
	残高	12,344	20,062	6,602	1,887	872	764
その他	先数	138	220	57	13	6	5
	残高	1,360	2,276	686	121	76	69
合　計	先数	1,441	2,355	707	219	98	85
	残高	92,569	120,396	22,533	15,664	6,449	5,151

注．約定返済一時停止先の残高は、対象先の総与信残高

【約定返済一時停止の解消事由】　（単位：先）

解消事由	事業性貸出		住宅ローン	
	先 数（注）	割 合	先 数（注）	割 合
完　済	85	11%	178	14%
約定返済再開	269	33%	653	51%
条件変更	450	56%	441	35%
合　計	804	100%	1,272	100%

注．23 年 4 月に一時停止していた先のうち、24 年 9 月末迄に一時停止を解消した先

【貸出条件変更契約の締結状況】　（単位：先、百万円）

		24 年 3 月迄 累　計	24 年度 上半期	24 年 10 月～11 月	累　計
事業性貸出	先数	1,271	171	30	1,472
	残高	116,040	7,292	1,866	125,198
うち中小企業	先数	1,268	171	30	1,469
	残高	112,953	7,292	1,866	122,111
住宅ローン	先数	940	155	33	1,128
	残高	13,126	1,940	400	15,466
その他	先数	88	18	3	109
	残高	466	127	18	611
合　計	先数	2,299	344	66	2,709
	残高	129,632	9,359	2,284	141,275

注．貸出条件変更契約締結先の残高は、対象先の総与信残高

【貸出条件変更契約の締結状況（住宅金融支援機構）】　（単位：件）

	24 年 3 月迄 累　計	24 年度 上半期	24 年 10 月～11 月	累　計
住宅金融支援機構利用者	1,145	210	42	1,397

注．住宅金融支援機構融資の災害特例による返済条件変更制度への対応は平成 23 年 5 月 16 日取扱開始。
件数は平成 24 年 12 月 11 日現在、住宅金融支援機構東北支店の承認ベース。

イ．被災されたお客さまに対する弾力的な取扱い（特例措置）の継続と被災者向けの商品の活用

当行では、震災により被害を受けたお客さまの生活再建および復興支援を図る観点から、ご利用中のお借入れに関するご相談に、柔軟に対応しております。

住宅ローンについては、借入金の元金返済据置や借入期限の延長、最長 2 年間の元利金返済据置等の特例措置を承っております。また、お支払いの一時停止期間中に発生した利息の返済については、当該利息の分割返済のお取扱いを行うなど柔軟な対応に努めております。当初、上記住宅ローンにかかる特例措置の取扱期限を平成 24 年 9 月末迄としておりましたが、被害を受けた皆さまの生活再建を支援する観点から、平成 24 年 10 月以降も引続き同様のお取扱いを承っており、平成 24 年 11 月末迄の本取扱いの実績は 503 件となっております。

また、被災者の方向けの商品である「七十七東日本大震災復興支援ローン」につきましても引続きご利用いただいております。お取扱いの実績は 10 ページに記載しております。

【住宅ローンの条件変更にかかる特例措置の実行状況】　（単位：件）

	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年度 上半期	24 年 10 月～11 月	累　計
住宅ローン	185	218	82	18	503

ウ．本部による支援の強化

当行では、実際にお客さまと接する営業店窓口の相談受付態勢の維持・強化を図るため、審査部が営業店を訪問して行員等へ指導を行うなど、本部による金融円滑化にかかる営業店支援を強化しております。具体的には、お取引先に対する事業再生・経営改善計画策定等の支援に関する指導・助言や、被災されたお客さまからの相談に対する真摯かつ柔軟な対応等について指導を実施しております。

震災後、平成 24 年 11 月末迄の本部による営業店支援・指導実績（対象）は、272 カ店、443 名となっております。

【出張審査や案件審査担当者を中心とした営業店モニタリング等による、金融円滑化にかかる営業店支援・指導の実施状況】　（単位：カ店、人）

	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年度 上半期	24年10月～11月	累　計
臨店数	91	74	72	35	272
面談（指導）行員数	110	135	159	39	443

エ．相談会等への行員派遣の継続

東北財務局や宮城県では、震災による被害が大きかった地域において、金融円滑化に関するご相談への対応や各種制度融資のご案内等、金融面での支援を行うための相談会を開催しております。平成 24 年 11 月には、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会および仙台弁護士会等とともに亘理町で開催した「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」に行員 6 名を派遣いたしました。被災地域のニーズに対応するため、同様の取組みには引続き積極的に参加してまいります。

②二重債務問題の解決に向けた適切な対応と事業再生支援の強化

ア．企業支援室の体制強化等による事業再生支援の実施

当行では、今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取組みを支援するため、人員の増員等による企業支援室の体制強化を継続しております。企業支援室における事業再生支援の実施状況等については、7～8 ページに記載しております。

また、営業店においても、事業再生・経営改善支援に継続的に取り組んでおりますが、実施状況等については、8 ページに記載しております。

イ．外部機関の活用による再生支援の実施

・中小企業再生支援協議会等の活用

当行では、従来、企業再生の強化策として宮城県中小企業再生支援協議会との人材派遣を含めた連携の強化を図ってまいりましたが、東日本大震災により被災した企業の再生に向けた支援についても同協議会等の公的支援機関を活用しております。震災後、平成 24 年 11 月末迄に、6 先のお取引先の事業再生について同協議会の支援を受け、事業再生計画の策定（うち再策定 2 先）を行っております。

また、平成 24 年 11 月末現在、9 先のお取引先について、同協議会の支援を受けながら経営改善計画の策定に向け具体的に準備を進めております。

さらに、被災地の復興を積極的に支援するため、株式会社企業再生支援機構の活用も行っております。

【取組事例№.３】中小企業再生支援協議会の活用による経営改善計画の策定

・繊維品小売兼卸売業Ｃ社は、主な販売先である地方小売店の減少など事業環境の悪化に伴い売上が低迷し、業績は悪化していました。
・当行は、Ｃ社に対する経営改善計画の策定支援ならびに取引金融機関の支援態勢を構築する観点から、外部専門家も交えながら宮城県中小企業再生支援協議会と連携し事業評価を実施しました。
・分析結果を踏まえ、協議会による支援のもと経営改善計画を策定し、取引金融機関全ての同意を得ることができたほか、当行（営業店、本部）、協議会、および外部専門家が連携して経営改善指導を行い、緊密なコミュニケーションを重ねるなかで、経営者との間でより一層の信頼関係が構築されました。
・協議会が策定支援した再生計画を「合理的で実現可能性の高い経営改善計画」と判断し、Ｃ社はランクアップ（債務者区分の上方遷移）に至っております。

・外部コンサルタント・外部専門家との連携

当行は、経営コンサルタントや公認会計士等の外部専門家と連携し、専門的な知見を活用した経営改善計画の策定支援、デューデリジェンスおよび計画の履行段階における助言等を通じ、お取引先の経営改善、事業再生支援を実施しております。被災地や被災された皆さまの震災からの復興状況により、再生案件に係わる専門性が更に高度化･多様化することを見込み、震災以降、外部専門家との連携を強化しております。震災後、新たに 1 先と顧問契約を、13 先と秘密保持契約を締結しており、平成 24 年 11 月末現在、公的支援機関を含む計 29 先の外部専門家等と連携いたしております。

外部専門家等との連携を活用した経営改善計画策定支援実績は、震災後、平成 24 年 11 月末迄で、32 先となっております。

ウ．信用保証協会および他の金融機関と連携した再生支援の実施

当行は、お客さまの事業再生や経営改善の支援等、復興に係わる支援策を確実に実施していくため、経営改善計画や貸出条件変更対応への合意等、宮城県信用保証協会および他の金融機関との連絡・調整に積極的に取り組んでおります。震災後、平成 24 年 11 月末迄に、35 先のお取引先について、他機関と連携しながら経営改善計画の策定や貸出条件変更等の再生支援に取り組んでおります。

【取組事例№.４】復興事業関係者向け宿泊施設建設プロジェクトにかかる融資の実行

・当行は、東日本大震災の復興事業関係者向け中長期滞在型宿泊施設の建設プロジェクトをすすめるファンド「合同会社Ｄ」に対して、地元経済の早期復興に貢献すべく他の金融機関と協調し融資を実行するシンジケートローンの契約を締結いたしました。
・本プロジェクトは、宮城県内各地で復興に向けた取組みが本格化するなか、県内外から訪れる復興事業関係者の宿泊施設不足を解消すべく、合計 1,000 室の宿泊施設を整備することを目的としております。宿泊施設では、地産地消をテーマにして地元の食材を用いた食事を提供する予定であり、復興事業関係者だけでなく、一般宿泊客の利用も見込まれることから、宿泊施設周辺での消費拡大などによる地元への経済効果も期待されております。

エ．金融支援の実施や宮城産業復興機構との連携等を活用した抜本的な事業再生支援の実施

・東日本大震災事業者再生支援機構を活用した支援

平成 24 年 2 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、被災した小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的な支援対象とし、債権買取りに加え、出融資や債務保証など、様々な支援機能を有する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が関連法令に基づき設立されております。

当行は、被災されたお取引先の再生支援をより円滑に進めるため、平成 24 年 5 月に、東日本大震災事業者再生支援機構と秘密保持契約を締結し、同機構との連携強化を図っております。

また、平成 24 年 10 月には、東日本大震災事業者再生支援機構の代表者を講師に招き、役員・本部部課長および営業店長を対象に同機構の制度等に関する説明会を実施しております。

このような取組みの結果、平成 24 年 12 月末現在、同機構が債権買取り等による支援を決定した 104 先の内、当行で同機構を活用したお取引先は 25 先となっております。

また、同機構の活用に向けた相談を 79 先からお受けしており、内 33 先については債権買取りに向けた具体的な協議を開始しております。

当行では同機構の活用提案にも取り組んでおり、引続き、同機構を有効に活用した事業再生に取り組んでまいります。

【取組事例№.５】東日本大震災事業者再生支援機構の出資機能を活用した支援

・創業 90 年を超える地元有数の造船会社であるＥ社は、津波により生産設備に甚大な被害を受け、操業停止を余儀なくされました。

・当行は、Ｅ社が再生を果たすためには多額の費用を投じて生産設備を復旧する必要があること、多数の取引金融機関の調整を図る必要があることから、企業再生支援機構に対し、Ｅ社と連名により支援を要請しました。

・平成 24 年 2 月、企業再生支援機構は、Ｅ社・当行とともに策定した「新造船部門への特化」、「外航船製造から内航船製造へのシフト」を柱とする事業再生計画に基づき、Ｅ社への支援を決定しました。また、金融機関による債権放棄を含む事業再生計画に全取引金融機関が同意したことから、支援スキームが成立しました。

・一方で、Ｅ社の再生可能性をさらに高めるためには、新造船事業とともに造船業の両輪をなす修繕事業の再開が必要と判断した当行とＥ社は、東日本大震災事業者再生支援機構に対し支援を要請しました。

・平成 24 年 11 月、東日本大震災事業者再生支援機構は、既存計画を元にＥ社・当行とともに新たな事業再生計画を策定し、修繕設備復旧資金 40 億円の出資等によるＥ社への支援を決定しました。

・当行は、新たな事業再生計画において、Ｅ社に対する運転資金の貸出など、支援を継続していくことについて同意しております。また、平成 24 年 3 月から行員 2 名をＥ社に派遣しており、人的な面からも支援を行っております。

・当行は、今後とも地域の復興に向け最大限の支援を行うべく、Ｅ社の事業再生への取組みを継続してまいります。

【取組事例№.６】東日本大震災事業者再生支援機構を活用した支援

・水産加工業者Ｆ社は、津波により在庫が全て流出し、生産設備に甚大な被害を受けたことから、操業停止を余儀なくされておりました。
・当行は、Ｆ社の復旧にかかる設備資金に応需するとともに、東日本大震災事業者再生支援機構に対し支援を要請しました。
・当行は、機構・Ｆ社とともに債権買取りを含む事業再生計画を策定、当行を含む全ての取引金融機関が同意したことから、債権買取り支援を含む支援スキームが成立しました。
・当行は、債権買取り支援決定後も運転資金を実行するなど、Ｆ社の事業再建に向けた全面的な支援を継続しております。

・宮城産業復興機構等を活用した支援

平成 23 年 12 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県および当行ほか宮城県内金融機関との共同出資により、宮城産業復興機構が設立されたほか、本機構の設立に先がけて、平成 23 年 11 月には、宮城県産業復興相談センターが設置され、震災の被害を受けられた事業者等からの事業再生に向けた相談業務が開始されております。

当行は、事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図る観点から、債権の買取りに限らず、多様な支援メニューを有している宮城県産業復興相談センターを有効に活用しております。

平成 24 年 12 月末現在、宮城産業復興機構による債権買取りが決定された 27 先の内、当行で同機構を活用したお取引先は 13 先（内、平成 24 年度は 12 先）となっております。

また、同機構の活用に向けた相談を 62 先からお受けしており、内 26 先については債権買取りに向けた具体的な協議を開始しております。

当行では同機構の活用提案にも取り組んでおり、さらに、宮城県産業復興相談センターと同様の機能をもつ、岩手県産業復興相談センターと福島県産業復興相談センターについても、有効活用に取り組んでおります。

【取組事例№.７】宮城産業復興機構を活用した支援

・医療機関Ｇは、津波により診療所が流失し、さらに事業基盤であった診療圏が壊滅状態に陥ったため、元位置での診療の再開が不可能な状態となりました。
・Ｇは、地元の地域医療復興のため、震災後、政府系金融機関から資金を調達し、内陸部に借地を手配のうえ、診療所施設等の設備を整え診療の再開を果たしましたが、新たな借入と震災前の旧債務を抱えるいわゆる二重ローンの状態となったため、宮城県産業復興相談センターに対し支援を要請しました。
・当行では、宮城県産業復興相談センターによる要請を受け、宮城産業復興機構による旧債務の債権買取りに応じたほか、住宅ローンの元利金返済据置による支援を行っております。

【東日本事業者再生支援機構・産業復興機構の活用状況】　（単位：先）

	支援決定先（※）
東日本大震災事業者再生支援機構	25
産業復興機構	16
宮城産業復興機構（宮城県産業復興相談センター）	13
岩手産業復興機構（岩手県産業復興相談センター）	2
福島産業復興機構（福島県産業復興相談センター）	1
合　計	41

※　各機構による債権買取り等の支援決定先

・ＤＤＳ（デット・デット・スワップ）、ＤＥＳ（デット・エクイティ・スワップ）の活用

震災によって過剰となった債務を劣後化もしくは株式化により実質的に圧縮するＤＤＳやＤＥＳは、事業者の財務状態あるいは信用状態を改善し、再建可能性を高める有効な手法であります。

ＤＤＳの導入により、当該取引先は資金繰りが安定し、事業再生に集中できる一方、当行にとっては、当該取引先に対する支援姿勢を協調融資行等に明示でき、再生可能性を高めることができるという効果が期待され、当行では、平成 24 年 11 月末迄に、1 先のお取引先に対してＤＤＳを導入しております。

また、平成 24 年 11 月末現在、4 先のお取引先について、ＤＤＳの活用可能性について検討しております。

お取引先が迅速な再生を果たしていけるよう、引続きＤＤＳ・ＤＥＳの導入が有効なお取引先を検討していくとともに、ＤＤＳ・ＤＥＳの有効活用を進めてまいります。

・復興支援ファンド（事業再生ファンド）の組成・活用

〔東日本大震災復興ファンド〕

当行は、平成 23 年 8 月に、東日本大震災の被災企業に対する復興支援を目的として、株式会社日本政策投資銀行と共同して東日本大震災復興ファンド（正式名称「みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立しております。平成 24 年 11 月末現在、ファンドを通じて、5 先のお取引先に対し、劣後ローン等により合計 7 億円の資金供給が図られております。なお、3 先のお取引先について、導入を検討しております。

〔東日本大震災中小企業復興支援ファンド〕

当行は、平成 24 年 1 月に、大和企業投資株式会社と提携し、被災地域の未上場企業に対する資本性資金の供給（エクイティ投資）を通じ、被災地域の復興に貢献することを目的として、東日本大震災中小企業復興支援ファンド（正式名称「東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合」）を組成しております。平成 24 年 11 月末現在、ファンドを通じて、2 先のお取引先に対し、転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）等により合計 5 億円の資金供給が図られております。なお、2 先のお取引先について、導入を検討しております。

【取組事例№.８】東日本大震災復興ファンドにおける劣後ローンの実行

・水産加工会社H社は、長年蓄積されたすり身加工のノウハウを用いて「笹かまぼこ」の製造を行っております。

・津波により、当社の工場は大きな被害を受けましたが、被害をかろうじて免れた設備と原料でかまぼこを製造し、食料が不足していた避難所に無償提供するなど、震災直後から被災者支援に取り組みました。また、平成 23 年秋に稼働した新工場での被災者雇用や、当社工場敷地を被災した地元企業に無償貸与するなど、地域の復興支援にも積極的に取組んできました。

・当行では、震災からの復旧・復興に向けた取組みを進めるH社に対し、東日本大震災復興ファンドを通じ劣後ローンを実行しました。

・H社では、劣後ローンによる資金調達により、財務基盤を強化するとともに、商品ラインの充実など更なる生産体制の整備を進めております。

・今後の事業継続が困難とみられるお取引先への支援

当行は、お取引先の事業再建の可能性をできる限り模索しつつも、場合によっては、これを断念せざるを得ないケースも視野に入れ、営業店と本部の連携や公的支援機関、外部専門家等の活用を図り、コンサルティング機能の発揮に努め、事業譲渡や会社分割等、お取引先の経営資源や資産の有効な活用等に向けたソリューションを適時適切に提供できるよう取り組んでおります。

オ．個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用状況等については、9 ページに記載しております。

③資金供給手段の多様化

ア．中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用

東日本大震災により被災された中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されております。

当行は、震災により被害を受けたお客さまを、国や宮城県と一体となって支援するため、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」制度の取扱開始前から、地域のお客さまに対して、制度概要のご案内等を積極的に行ってまいりましたほか、補助金が交付されるまでのつなぎ資金や補助金では賄い切れない自己資金部分にあたる資金需要にも積極的にお応えしております。平成 24 年 11 月末現在の本件事業にかかるつなぎ資金の応需実績は 136 先、210 億円、自己資金部分にかかる資金への応需実績は 58 先、62 億円となっております。

その他、被災した水産業共同利用施設の早期復旧・復興を支援する「宮城県水産業共同利用施設復旧整備事業」や被災された商店街等が実施する復興イベントや施設整備事業を支援する「地域商業活性化支援事業」、被災地域における農業生産の再開を図るための施設・機械等の共同利用を支援する「東日本大震災農業生産対策交付事業」などを活用し、復興に取り組むお客さまに対しても、つなぎ資金の需要にお応えするなど積極的な対応を行っております。

【取組事例№.９】中小企業庁によるグループ補助金のつなぎ資金需要への応需

・印刷業Ｉ社は、震災により事務所と工場に甚大な被害を受け、一部従業員の一時解雇を強いられるなど、事業環境は一変することとなりました。
・当行は、震災直後から運転資金に応需するとともに、訪問やセミナー等を通じてグループ補助金にかかる情報提供に努めてまいりましたが、昨年 11 月に中小企業庁による「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の認定を受け、当行では今年 4 月以降 9 月末迄に合計 870 百万円のつなぎ資金を実行いたしました。
・現在、グループ補助金の活用によりＩ社の生産設備は復旧し、経営再建に一丸となって取り組んでおります。

【取組事例№.10】経済産業省の地域商業活性化支援補助金のつなぎ資金と自己資金部分の設備資金の応需

・宮城県内陸部に立地する取引先Ｊ社は、津波の被害を受けた沿岸部の小売事業者等を受け入れる復興物産館の建設を計画しました。
・Ｊ社では、復興物産館の建設にあたり経済産業省の「地域商業活性化支援補助金」の交付対象事業となり、当行では、当該補助金のつなぎ資金 100 百万円を実行しましたほか、みやぎ中小企業復興特別資金の活用により、設備資金 50 百万円を実行いたしました。
・今年 7 月にオープンした復興物産館では、沿岸部で被災した事業者が製造する各種商品が広く販売されており、また、復興物産館の周辺には、被災地域からの避難住民も多いことから、地元の食材を気軽に購入することができる施設として利用されています。

イ．ＡＢＬ（動産担保融資）、銀行保証付私募債ならびに支払保証を活用した信用供与等の実施

当行は、金融仲介機能を十分に発揮する観点から、被災された皆さまの資金調達手段の多様化を図り、ＡＢＬや銀行保証付私募債の活用に積極的に取り組んでおります。ＡＢＬの活用状況等については、12～13 ページに、銀行保証付私募債の活用状況等については、14 ページに記載しております。

このほか、震災に伴うお取引先の信用力低下の補完や、市町村による災害復旧工事における公共工事履行保証のため、支払保証の活用による支援も行っております。

ウ．農林水産業に対する取組強化

地域の震災からの復興のためには、宮城県の産業を支えている農林水産業の再生が必要不可欠との認識から、アグリビジネスを支援するため、農業経営アドバイザーの育成に努めており、平成 24 年度上半期は、資格取得者を 1 名増加し 17 名とするなど、体制強化に取り組んでおります。また、農林漁業者に対して 6 次産業化推進のためのアドバイス等を行う実践者として農林水産省が任命する「ボランタリー・プランナー」に、営業支援部の行員 1 名が任命されており、各種アドバイスや情報発信にも取り組んでおります。

農業者向け信用供与の推進強化を図るため、平成23年11月には、公的保証機関である宮城県農業信用基金協会を活用した定型融資商品「７７アグリビジネスローン＜美の里＞」の取扱いや、宮城県からの利子補給等により実質無利子、無保証料となる特例措置を適用した「農業近代化資金（一般口）」の取扱いを開始しており、また、平成24年4月には、七十七東日本大震災復興支援ローンに「農信基口」を追加するなど、アグリビジネス支援への取組みを拡充しております。震災後、平成24年11月末迄に、宮城県農業信用基金協会保証付の融資の実績は15件、369百万円となっております。



さらに、当行では農水産事業者の6次産業化の推進に積極的に取り組んでおり、平成24年8月には、農業関係機関等との連携による商談会「復興へ！TOHOKU FOOD EXPO 2012」を開催しました。被災地3県から農水産事業者や食品製造業者172社（うち当行取引先70社）が出展し、来場した1,200名の国内外食品関連バイヤーへ食材をＰＲしました。

【取組事例№11】地域ブランドを活用した6次産業化事業にかかる資金需要への応需

・畜産農家Ｋは、震災により牛舎の損壊等の被害を受けながらも、地域ブランド牛を用いた焼肉レストラン事業の計画を進め、農林水産省によって「6次産業化法に基づく事業計画」に認定されました。
・計画の実施にあたり、肉牛生産量を増やすために新たな資金調達を検討しているＫに対し、当行は、東日本大震災の特例措置により実質無利子となる「農業近代化資金」を提案した結果、2億円を実行いたしました。なお、制度をご利用いただくにあたり、農業信用基金協会に提出する申請書類等の作成支援に取り組んでおります。

【取組事例№12】大型冷蔵庫建設案件におけるカタールフレンド基金のつなぎ資金実行

・協同組合Ｌは、震災復興支援のためにカタール政府が設立した「カタールフレンド基金」を活用し、大型冷蔵庫（収容能力6千トン）の建設を計画しました。
・当行では、当設備の建設が、地域の水産業のバリューチェーン回復に寄与することから、基金交付までのつなぎ資金3件、19億円を実行いたしました。
・実行にあたっては、営業店および地域振興課が連携し、基金の授受スキームに関して自治体等関係者との調整や総合的なサポートを行うことで、地域の基幹産業である水産業の復興に大きく貢献することができました。
・大型冷蔵庫が稼働したことで、今後の当該漁港の漁獲量増加と新たな雇用創出が期待されます。

ｃ．地域の復興に向けた取組み

①リレーション強化

ア．取引先訪問運動を通じた地域とのリレーション強化

当行では、平成 19 年より、営業店行員による取引先訪問運動を展開しており、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要とされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供できるよう渉外活動を行っております。取引先訪問運動の実施状況等については、15～16 ページに記載しております。

【取組事例№13】石巻地域の復興作業員宿舎の不足に対応する簡易宿泊施設の建設資金の応需

・当行では、かねてより積極的にコンタクトを継続してきた不動産会社M社に対し、石巻地域における復興作業員等への宿舎提供を目的としたコンテナユニット型簡易宿泊施設（注）の建設資金 150 百万円を実行いたしました。

・沿岸部の被災地域では、復興作業が本格化するなか、復興関連工事を担う作業員等の宿舎不足が問題となっており、当宿泊施設の建設は地域の復興へ大きく寄与いたします。当行では、復興支援に寄与する案件については、今後も積極的に取組んでまいります。

（注）重量鉄骨構造等の躯体をコンテナサイズにユニット化したものであり、工場一括生産のため短工期・低コストで建設できるほか、別の場所への移動・再利用ができるなど、環境の変化にも柔軟に対応できる施設となります。

イ．営業支援部隊による情報営業の強化

営業支援部ソリューション営業課の営業支援部隊は、営業店における取引先訪問運動によるヒアリングや渉外支援・顧客管理システムに登録された情報等を通じて復旧・復興案件を発掘し、さらにお客さまを直接訪問してニーズを深掘りすることによって、専門性の高いソリューション営業を実践しております。

営業支援部隊の設置（平成 23 年 5 月）以降、平成 24 年 11 月末迄のお取引先訪問先数は、延べ 6,922 先、うち復興支援関連は 1,049 先となっております。

ウ．地域振興課による情報提供の強化

地域振興部地域振興課は、被災企業や進出企業、各自治体等を訪問・面談することにより、直接的にリレーションを構築しながら、各種補助事業にかかる申請のサポートや地域の復興計画に関する情報提供等を行っております。震災後、平成 24 年 11 月末迄の復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ 700 件となっております。

②ソリューション営業の強化

ア．国内ビジネスマッチング

・日常の情報営業を活用したビジネスマッチング

当行では、震災以前より、地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献を目指し、営業店における日常の情報営業を活用したビジネスマッチングの推進に積極的に取り組み、お客さまの新たな販路や仕入先の開拓、事業拡大に資する営業情報の提供に努めております。震災以降は、瓦礫の撤去や建物の修繕にかかる業者の紹介、事業所の移転・再開にかかる土地や中古物件の情報提供等、復興に向けた新たなニーズが発生しており、継続して情報提供に努め、お客さまの事業活動を支援しております。

【取組事例№14】他県からの本社移転に伴う不動産情報の提供

・飲食業Ｎ社は、被災地の雇用創出等による復興支援の観点から、震災後に本社を他県から宮城県沿岸部に移転しました。
・当行は、計画発表直後から訪問等を通じて各種情報提供に努めたところ、本社周辺での工場建設用地を探しているとのニーズを把握、地元取引先の不動産情報を提供した結果、売買契約の成立に結び付きました。
・現在、Ｎ社は工場建設に向けた計画を進めており、当行は今後も積極的な支援に取り組んでまいります。

・イオングループとの個別商談

当行では、被災した水産加工業者の販路再構築を支援するため、平成 24 年 9 月、気仙沼市内の営業店（気仙沼支店、内脇支店）のお取引先である水産加工業者 15 社とイオングループとの個別商談を実施いたしました。当日は、当行の営業店・本部の担当者とイオングループの水産品仕入責任者が直接お取引先を訪問し、商談を行うとともに、商品開発等についての具体的なアドバイスを行いました。平成 24 年 11 月末現在、個別商談の成果として 2 社が新たにイオングループに対する商品納入を開始しております。

・商談会の開催による販路拡大等の支援強化



当行では、商談会の開催にも積極的に取り組んでおります。

平成 24 年 6 月には、宮城県と連携して、仙台市内において「食材王国みやぎビジネス商談会」を開催し、当日は、69 社が商品をブースに展示し県内外から来場したバイヤーにＰＲしたほか、個別商談会では、納入企業からの商談希望をもとに、参加した仕入企業 52 社に対して商談を設定した結果、合計 521 件の商談が行われました。

また、平成 24 年 10 月には、地方銀行 39 行と合同で、東京ビッグサイトにて「地方銀行フードセレクション 2012」を開催いたしました。当日は 620 社（うち当行取引先 14 社）が出展し、来場した 1 万名以上の首都圏スーパー・百貨店・外食企業等のバイヤーへ食材をＰＲしました。

さらに、平成 24 年 8 月 22 日から 9 月 11 日迄の 3 週間にわたり、ＪＲ上野駅構内の地産品ショップ「のもの」において、宮城県産品を販売・ＰＲするイベント「宮城のもの」を、宮城県・ＪＲ東日本グループと連携して開催しました。期間中は行員を派遣し、地元生産者等とともに約 300 アイテムの県産品をＰＲしました。



その他にも、全国各地の商談会等に参加し、宮城県の食材や観光のＰＲ等を行っております。

【その他商談会への参加等／平成 24 年度（11 月末迄）】

開催時期／会場	内　容
平成 24 年 4 月／ 石巻グランドホテル	「復興応援商談会 in 石巻」の開催 ・石巻地区の水産加工業者を中心に 50 社のお取引先が参加し、当行が首都圏から招聘した 20 社のバイヤーとの間で延べ 204 件の商談が行われました。
平成 24 年 8 月／ 東京ビッグサイト	「復興へ！TOHOKU FOOD EXPO 2012」の開催 ・被災地 3 県から農水産事業者や食品製造業者 172 社（うち当行取引先 70 社）が出展し、来場した 1,200 名の国内外食品関連バイヤーへ食材をＰＲしました。
平成 24 年 11 月／ パレスグランデール（山形）	「がんばろう東北！おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会」の開催 ・宮城・山形両県の食品製造業者 79 社（うち宮城県内企業 24 社）が参加し、仕入業者 63 社に対して商品をＰＲ、個別商談会では延べ 554 件の商談が行われました。

・復興支援サイトの設置および復興支援カタログの作成



当行は、ホームページに「食」に関するお取引先紹介を実現するサイト「＜七十七＞食材セレクション」を開設（平成 22 年 9 月）しておりますが、震災後、平成 24 年 11 月末迄に、復興支援サイトへの掲載企業を 31 先追加し、計 112 先のお取引先企業の販売拡大に役立てられております。平成 24 年度上半期のアクセス件数は 33,451 件、前期比 3,643 件の増加となっており、被災地の復興状況に対する関心の高さが伺えます。

また、平成 24 年 4 月には、お取引先の販路拡大を支援するため、公益社団法人宮城県物産振興協会の協力のもと、「宮城県産品カタログ『味や技（みやぎ）はじめまして。』」を発行いたしました。カタログには、全国に自慢のできる「みやぎブランド」産品を多数掲載し、県内の観光施設などに配置しておりますほか、営業店でお客さまに配付しております。また、全国地方銀行協会加盟行 64 行のネットワークなども活用し、より多くの方々にご利用いただけるよう呼びかけております。発行から平成 24 年 11 月末迄に、計 5,164 個、12 百万円の注文が寄せられております。



・産学官連携の活用

当行は、ビジネスマッチングの推進に向け、各種機関と連携を図っているほか、東北財務局や東北経済産業局等とも連携し、地域活性化に向けた取組みを行っております。平成 23 年度および平成 24 年度（11 月末迄）のビジネスマッチング成約件数は 1,477 件となっております。

【国内ビジネスマッチングの成約状況】　（単位：件）

	23 年度	24 年度 上半期	24 年 10 月～11 月	累計
ビジネスマッチング成約	1,030	331	116	1,477
うち農林水産関連	30	8	0	38
食材関連	16	6	0	22
うちものづくり関連	149	96	30	275
（震災関連）	(452)	(50)	(18)	(520)

イ．地方公共団体との連携強化

・地域の再生に向けた経済調査等の実施・活用

当行はこれまで、地域経済の成長・発展、あるいはお客さまの事業活動に資する各種情報提供を行うなど、地域の皆さまに対する調査機能を発揮してまいりました。

また、平成 24 年 11 月には、「地方自治体向けセミナー」を開催し、約 80 名の地方公共団体職員の皆さまが参加するなか、産業・雇用再生への地方自治体の取組みなどについて、外部講師による講演等により情報提供を行いました。

・復興プロジェクトへの参画

震災からの復興の過程で、地方公共団体等が主導・関連する大型のＰＰＰやＰＦＩ、各種復興プロジェクトに係わる資金需要などが見込まれることから、地方公共団体との関係を一層強化し、案件組成の段階から積極的に取り組んでおります。

平成 24 年 5 月には、宮城県内における震災後初のＰＦＩ事業である東松島市新学校給食センター整備運営事業に対するプロジェクトファイナンスを実行しておりますほか、地域の復興プロジェクトについて検討を行う協議会に参画しております。

・有識者会議等への参加

当行では、「気仙沼市復興特区金融協議会」および「塩釜市復興推進計画地域協議会」にそれぞれ委員を派遣し、復興特区制度による規制等の特例を受けるための推進計画の策定等に関わるなど、復興に向け人的な側面からも支援を継続しております。

【当行が参加しているその他の有識者会議等】

仙台市復興推進協議会	石巻復興協働プロジェクト協議会
一般社団法人東松島みらいとし機構	農林漁業復旧・復興支援委員会
一般社団法人南三陸町福興まちづくり機構	南相馬市復興推進協議会
仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会	みやぎスマートシティ連絡会議ワーキンググループ
南三陸町再生可能エネルギー利活用検討会議	
山元町コンパクトシティ型スマートコミュニティ事業アドバイザリーボード	

・復旧・復興に伴う起債の引受け・販売

当行は、平成 24 年度（11 月末迄）には、地方公共団体による起債の引受けを計 476 億円行っており、また、お客さまの地方債購入ニーズにお応えするため、計 35 億円の販売も行っております。引続き、当行は復旧・復興に伴う起債の引受け・販売に積極的に取り組んでまいります。

ウ．アジアビジネス支援強化

・海外ビジネス関連情報の提供

当行は、平成 17 年に上海駐在員事務所の設置以降、中国・アジア地域を中心としたお取引先の海外ビジネスのチャンスを拡大する取組みとして、セミナー等を通じた海外ビジネス関連情報の提供に努めております。平成 24 年度（11 月末迄）は、各種セミナーを計 13 回（うち海外 2 回）開催し、多数のお客さまに参加いただいております。

また、平成 23 年 11 月からは、お取引先の海外進出や海外投資、貿易取引等多様化する海外ビジネスのニーズに対応するため、海外ビジネスに精通した専門家による個別相談会を当行本店にて毎月 1 回開催しております。平成 24 年 11 月末迄に 16 社のお取引先にご利用いただき、現地法人設立等のご相談に対応いたしております。

平成 24 年 9 月には、協力協定締結先であるバンコック銀行（タイ）に新規でトレーニーを派遣しております。その他、宮城県大連事務所、上海、シンガポール、ニューヨーク等各地への人材・トレーニーの派遣を継続し、海外情報の収集・発信強化に努めております。

【海外ビジネス関連情報の提供にかかるセミナーの開催状況／平成 24 年度（11 月末迄）】

時　期	セミナー名	参加人数
平成 24 年 4 月	サービス産業の海外展開に関するセミナー（共催）	50 名
5 月	中国自動車産業に関するセミナー（共催）	90 名
5 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（第 1 回）（共催）	60 名
6 月	七十七海外ビジネス支援セミナー（主催）	100 名
6 月	製造業の中国ビジネスに関するセミナー（共催）	50 名
6 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（第 2 回）（共催）	50 名
7 月	中国華南地区実務セミナー（深セン）（主催）	25 名
8 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（第 3 回）（共催）	50 名
8 月	中国主要都市ビジネスセミナー（大連、青島、上海）（協力）	238 名
8 月	ロシアビジネスセミナー（共催）	40 名
9 月	インド自動車部品市場セミナー（共催）	25 名
10 月	海外ビジネス支援セミナー（後援）	60 名
11 月	製造業におけるアジアビジネスセミナー（共催）	50 名

・海外ビジネスマッチング

当行は、お取引先の販路拡大、調達先の多様化、コスト低減等を目的とした海外ビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。

平成 24 年 5 月には、タイ投資委員会と連携のもと「タイ投資環境視察・個別商談会」を開催し、当行取引先 6 社、7 名が参加しました。参加企業は、現地工業団地等を複数視察したほか、タイ投資委員会が事前に選定したマッチング対象企業との個別商談を行いました。

また、平成 24 年 9 月には、中国上海市において、地方銀行、自治体等 39 団体との共催で製造業関連の海外ビジネスマッチング商談会「日中ものづくり商談会＠上海 2012」を開催いたしました。本商談会には、中国での部材調達や販路開拓などを目的に、当行取引先 11 社を含む日系企業 582 社が参加しました。

さらに、当行では商談会以外でもビジネスマッチングに取り組んでおり、当行お取引先である食料品製造業者に対して、上海駐在員事務所を通じて日系高級ホテルを紹介した結果、納品契約が成立しているなど、個別の取組みでもお客さまの販路拡大に貢献しております。

・海外機関等との連携の活用

当行では、お客さまの海外ビジネス支援を強化するため、海外機関等との連携強化を進めております。

平成 24 年 1 月には、金融・物流の両面からお客さまの幅広いニーズに対応できるサポートを開始するため、日本通運株式会社仙台支店と国際業務に関し提携を行っており、平成 24 年 11 月末迄に、4 先のお取引先に対して国際物流支援を実施しております。



また、平成 24 年 11 月には、お取引先のインドネシアでのビジネスを支援するため、インドネシア第 4 位の商業銀行であるバンクネガラインドネシアと協力協定を締結しており、お取引先のインドネシア国内での資金調達支援や各種情報提供等が可能となりました。

さらに、平成 24 年 9 月には、お取引先のタイでのビジネスを支援するために協力協定を締結しているタイ最大手の商業銀行であるバンコック銀行に対し、行員 1 名を派遣しており、現地での面談等、よりきめ細やかなサポート体制を構築しております。

・宮城県との連携を活用した中国ビジネス支援および観光ＰＲの推進

当行は、宮城県の産業活性化や地域の企業の海外ビジネスの推進に寄与するため、中国ビジネスを行う企業に対して連携・協力して支援を行う「中国ビジネス支援に関する協力協定」を宮城県と締結しており、平成 24 年度（11 月末迄）は、宮城県が主催する各種セミナーへの共催参加を計 9 回行っております。

また、平成 24 年 7 月には、香港で開催された仙台市主催の「仙台・東北観光セミナー・商談会」において、落ち込んだ観光客数の回復を図るため、仙台・東北地方のＰＲを行いました。

エ．事業承継・相続相談

震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは高まっております。当行では、ソリューション営業課に相談業務専担者を2名配置し、本部のマネーアドバイザー11名も活用のうえ対応しております。平成24年度（11月末迄）における実績は以下のとおりです。

・自社株評価を活用した事業承継スキームを110件提案し、3件成約しております。

業　種	内　容
土木工事業	持株会社を利用した事業承継スキームを税理士法人を通して提案し、株式買取にかかる資金ニーズ433百万円に応需
木箱製造業	オーナーが所有する会社事務所の底地を会社で買い取るスキームを提案し、土地買取にかかる資金ニーズ60百万円に応需
不動産賃貸業	事業承継・相続対策提案によりリレーションを強化、アパートローン306百万円に応需するとともに継続して各種情報を提供

・外部専門機関等を活用した事業承継支援を56件提案しており、引続きお客さまのニーズを捉えたご提案に努めてまいります。

・震災に伴う親子の相次相続、同時死亡による相続人不在のケースなど、複雑な相続相談等に関する「七十七『相続』相談ホットライン」（本部専担者による対応）での対応実績は410件となっております。

オ．情報提供、外部への講師派遣

・復興支援にかかるセミナーの開催

過去に例のない規模の被害をもたらした震災からの復興には、多くの知識や情報が不可欠であることを踏まえ、お取引先の復興を側面から支援するため、当行は復興支援にかかる各種セミナーを開催しております。

平成24年3月1日から4月30日迄、当行ほか宮城県内金融機関および東北財務局等が参加する「宮城県震災復興金融協議会」が中心となり「復興へ 頑張ろう！みやぎ 金融応援キャンペーン」を実施し、協議会の構成機関等が合同で「復興へ 頑張ろう！みやぎ 金融応援セミナー」を開催しました。セミナーでは、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や二重債務問題に関する支援措置等について説明を行いました。

また、平成24年7月「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートし、制度の最新の動向や導入時の補助金・税制優遇等の情報提供が求められる中、同年8月には、宮城県、東北経済産業局、ソーラーフロンティア株式会社の協力の下、「＜七十七＞再生可能エネルギーセミナー」を開催し、同制度の概要および宮城県の取組みに関する講演等を行いました。

さらに、平成24年10月、株式会社損害保険ジャパンとの共催により「企業リスクマネジメントセミナー」を開催し、企業の災害に備えた防災対策やＢＣＰ（事業継続計画）策定のポイントについて講演を行い、50社の方にご参加いただきました。

平成24年11月には、被災者の生活再建を目的として、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会および仙台弁護士会等とともに「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催し、制度の説明および個別相談会を行っております。

・講師派遣

当行では、地域の皆さまの企業経営・社員教育に貢献するため、各種セミナー、研修会を開催するとともに、お取引先の希望するテーマに関する研修等への講師派遣を行っております。平成 24 年度（11 月末迄）は、地域振興部の行員が震災後の宮城県の経済情勢と今後の見通しなどに関する講演を 9 回行い、1,170 名の方に参加いただきましたほか、挨拶・電話応対等社員教育に関する研修会を開催し、延べ 7 先、164 名のお取引先に参加いただきました。また、平成 24 年 4 月には、新入社員研修会を県内 6 地域で開催し、取引先企業 117 社から 501 名の方に参加いただきました。

ｄ．地域の復興支援に取り組む人材の資質向上に向けた方策

当行では、地域の復興支援のために、震災で被災されたお客さまの状況を十分把握し、ニーズに最適なソリューションを提供し、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成・目利き力の向上に向け取り組んでおります。なお、平成 24 年 4 月にスタートした中期経営計画「『未来への力（ＰＯＷＥＲ）』～再生と進化の 36 カ月～」における重点施策のなかに「人材育成への投資拡充」を掲げております。

〔平成 24 年度上半期の実績〕

・事業性貸出の基本の習得と実務能力の向上を図るため、県内 11 地域において地域の融資担当職位者が塾長として若手の融資・渉外担当者の育成を行う行内私塾「セブン塾」を開催するなど、12 コースの金融円滑化関連の研修会を開催し、計 194 名が受講しております。

・お客さまの抱える経営課題を把握し、最適なソリューションを提案する力を強化するために新設した「コンサルティング能力向上研修会」を開催するなど、4 コースのコンサルティング関連の研修会を開催し、計 90 名が受講しております。

・行員等の自学自習を支援するため、3 コースの行員向け休日セミナーを開催し、計 207 名が受講しております。また、24 コースの通信講座を計 827 名が受講しております。

・営業支援部、地域振興部よりコンサルティング機能発揮にかかる好事例を全行向けに随時発信（計 47 回）しており、行内への浸透・徹底を図っております。

〔平成 24 年度下半期の取組み〕

・金融円滑化推進、コンサルティング機能の発揮に向けた行員の一層の意識高揚を促すため、営業店業績表彰制度において、金融円滑化推進管理への取組状況の評価内容を拡大しております。また、顧客ニーズの多様化への対応を進める観点から、新たに個人表彰を行うことといたしました。

【研修会／金融円滑化関連（平成 24 年度上半期)】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
審査部トレーニー（支店長）	2 日間	1	4
審査部トレーニー（職位者）	2 日間	1	5
審査部トレーニー（担当者）	2 日間	2	10
審査部トレーニー（金融円滑化）	2 日間	1	14
審査部トレーニー（信用格付）	1 日間	1	12
案件審査スキルアップ研修会	2 日間	1	13
企業審査研修会	3 日間	1	15
融資新任副長研修会	1 日間	1	12
融資新任者研修会	4 日間	1	23
支店長研修会（新任）	2 日間	1	8
次長研修会（新任）	2 日間	1	14
行内私塾「セブン塾」	5 カ月間	随時	64
合計（12 コース）			194

【研修会／コンサルティング関連（平成 24 年度上半期)】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
法人渉外担当者等育成プログラム	4 カ月間	1	8
ＭＡカレッジ	4 カ月間	3	30
コンサルティング能力向上研修会	3 カ月間	1	40
貿易実務研修会	1 日間	1	12
合計（4 コース）			90

【行員向け休日セミナー（平成 24 年度上半期)】

セミナー名	開催時期	内　　容	受講者数（名）
海外ビジネスセミナー	平成 24 年 6 月	中小企業の海外進出のポイント	76
法人融資実践セミナー	平成 24 年 7 月	法人営業推進の心得と実践力の習得	37
業種別コンサルティング向上セミナー	平成 24 年 7 月	医療・介護ビジネスの業界動向と当行における取組み	94
合計（3 コース）			207

（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

Ａ．創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

ａ．創業・新事業支援の状況

被災地域では、勤務先が廃業したお客さまが自ら開業する動きも相次いでおり、当行では、宮城県における創業・新事業関連融資制度等を活用した積極的な資金供給を実施しております。また、技術・アイデア面に優位性を有する企業に対しては、東北大学および東北経済連合会等外部支援機関への紹介を通じたハンズオン支援を行うなど、投融資以外の面からも支援を実施しております。

平成 24 年度上半期は、投融資以外の面からの支援も含めた支援実績が 31 件となっており、うち創業・新事業支援融資を実行した実績は 29 件、融資金額は 154 百万円となっております。

ｂ．宮城県への企業進出に伴う創業・新事業支援への取組み

宮城県および県内 34 市町村は、東日本大震災の復興特区制度を活用して、自動車関連産業、高度電子機械産業などの分野において、ものづくり産業の集積を図るべく、「民間投資促進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。こうした動きもみられるなか、当行では、地域経済活性化を図るため、地域振興部を中心に本部・営業店が一体となって、進出企業等との取引を進めるとともに創業・新事業の開拓に取り組んでおります。

ｃ．自動車・半導体産業関連の集積を踏まえた店舗の設置

宮城県北部地域から岩手県南地域は、自動車・半導体関連産業の集積が進行し、経済交流の進展が期待されております。当行は進出企業等に関連するお客さまの支援強化を図るとともに、進出企業等に係わる起業・新事業に向けた地域の皆さまの取組み支援により地域経済の活性化を図るため、平成 24 年 6 月、岩手県北上市に店舗（北上支店）を新設いたしました。

ｄ．公益財団法人七十七ビジネス振興財団による支援

当行は、宮城県の産業振興と経済発展への貢献を目的として公益財団法人七十七ビジネス振興財団を設立し、その運営を支えております。

七十七ビジネス振興財団では、地域の活性化に貢献している企業や起業家の表彰事業を行っており、平成 24 年 11 月に、震災により工場が被災したものの、避難所への製品無償提供などで被災者支援に取り組んでいる食品製造業者を含む計 7 社の表彰を行いました。

また、平成 24 年 10 月には「観光ビジネスの推進と地域活性化」と題し観光セミナー（参加：約 50 名）を開催いたしました。

Ｂ．経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

ａ．本部による支援活動の強化

当行では、お客さまの金融ニーズが多様化、高度化してきていることを踏まえ、本部渉外人員を配置し、顧客とのリレーション強化およびコンサルティング機能の発揮に努めております。ソリューション営業課、地域振興課、国際業務課、アジアビジネス支援室の本部行員が、お客さまの求める金融ニーズに応じ、各種ソリューションを提供しております。

ｂ．医療・介護分野等の成長分野の推進体制強化

宮城県は、医療従事者の配置基準緩和等により被災した医療機関の再開を促進するため、東日本大震災の復興特区制度を活用して「保健・医療・福祉復興推進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。

当行では、ソリューション営業課に配置している医療・介護分野の推進専担者に、一般財団法人日本医療経営実践協会が実施する「医療経営士 3 級」の資格認定試験合格者 3 名を配置するなど、医療・介護分野の推進体制強化に努めております。

ｃ．商工会議所との連携

当行は、地域金融機関として地元取引先企業の経営相談ニーズへの支援強化の観点から、県内商工会議所および宮城県商工会連合会との提携を行っており、提携商工会議所等の会員向けに、特定の融資商品の金利優遇を通じた支援を行っております。平成 24 年度上半期の実績は、11 件、97 百万円となっております。

ｄ．「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」の活用

当行は、中小・中堅建設企業の経営戦略実現支援を目的として、国土交通省と財団法人建設業振興基金が展開する「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」を活用するため、平成 24 年 9 月、同省および同基金とパートナー協定を締結いたしました。

建設業のお取引先が抱える経営上の課題に対応する新たな支援手段として、建設業に精通した中小企業診断士等の経営相談を受けることができる、本事業の積極的な活用提案を行ってまいります。

Ｃ．早期の事業再生に資する方策の進捗状況

当行は、地元企業の業績回復による地域経済の活性化を目的として、企業の活力を十分に発揮できていないお取引先企業に対して経営改善計画の策定支援に取り組むなど、ランクアップ活動を実施しております。平成 24 年度上半期のランクアップ先数は 181 先となっております。

Ｄ．事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは高まっており、当行では、本部担当者による支援活動を実施しております。平成 24 年 11 月には、「＜七十七＞事業承継セミナー」を開催し、80 名の方にご出席いただき、税理士による資産承継・事業承継対策のポイントについての講演を行っております。自社株評価および外部専門機関等を活用した事業承継支援の状況等については、32 ページに記載しております。

３．剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続していくことを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用いております。

平成 24 年 3 月期につきましては、震災の影響等に伴う与信関係費用が発生しましたものの、単体経常利益は増益となり、569 億円の与信関係費用等により赤字を計上した前期から黒字に転換したことなどを踏まえまして、震災前の水準の配当を行うとともに、内部留保の積上げを図っております。

今後は、震災により甚大な被害を受けながらも事業や生活の再建を図るお客さまに対する着実な支援等を行いつつ、震災からの復旧・復興に向けた取組みの推進により収益力を強化し、内部留保の充実を図ってまいります。

また、劣後ローンによる借入については、約定に従った利息を支払いますほか、当行を支えていただいております株主の皆さまにも安定的な配当を実施してまいります。

なお、東日本大震災前の水準以上の自己資本を確保し、更に想定される今後のリスクにも十分対応可能な健全性を確保することができる利益剰余金が積み上がった場合には、公的資金の早期返済を目指してまいります。

【当期純利益および利益剰余金残高の推移】　（単位：百万円）

	24/3 期 実　績	24/9 期 実　績	25/3 期 見通し	25/9 期 見通し	26/3 期 見通し	26/9 期 見通し	27/3 期 見通し
当期純利益	10,597	4,096	10,500	6,000	12,000	6,500	13,000
利益剰余金	256,172	258,957	264,000	268,700	273,400	278,600	283,800

４．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理にかかる体制

当行は、従来、取締役会の機能強化や社外監査役を含めた監査体制の強化、コンプライアンス体制、リスク管理体制の充実など、経営管理組織の整備を経営上の優先課題として位置づけております。

取締役会は、経営上の重要事項に係わる意思決定を図るとともに、常務会を設置し、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行っております。また、当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会につきましては、監査役５名のうち過半数の３名を社外監査役とし、監査役監査の独立性を高め、取締役会への出席・意見陳述等を通じ有効性・適法性を確保しております。なお、社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、国内証券取引所の規定を参考とし、職務を適切に遂行できることを基本的な考え方として選任しております。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制といたしましては、取締役会において定めた「法令等遵守方針」および「リスク管理基本方針」により、コンプライアンスに係わる取組姿勢の明確化・実効性の確保、当行の安定的・永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

また、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの整備に努めております。

Ａ．取締役会

取締役会は、原則として毎月１回開催されております。取締役会では、法定決議事項の決議が行われるほか、取締役会規定に定める報告事項および決議事項に基づき、重要な業務執行について報告を受けるとともに、協議や決議を行っております。また、取締役会には常勤監査役および非常勤監査役も出席し、必要があると認めたときは意見を述べることとなっております。

なお、当行では、経営環境の変化へより迅速に対応できる経営体制の構築等を目的として、取締役の任期を１年とし経営体制の一層の強化を図っております。

Ｂ．常務会

常務会は、原則毎週１回開催されております。常務会では、常務会運営規定に基づき、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行うほか、方針・規定等で定められた事項等について報告が行われております。また、常務会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることができることとなっております。

Ｃ．役員部長連絡会

役員部長連絡会は、原則毎週１回開催されております。役員部長連絡会では、役員部長連絡会運営規定に基づき、規定等で定められた事項のほか、業務運営・各種施策に係わる現状分析、進捗状況、課題等、ＰＤＣＡを実践する観点からの諸報告が行われております。また、役員部長連絡会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることができることとなっております。

Ｄ．監査役会

監査役会は、原則として毎月１回開催されております。社外監査役は、財務・会計、法令、企業統治等について専門的な知見を有し、公正・独立な立場で業務執行の妥当性等を監視する役割を担っております。また、代表取締役との定期的会合等の機会を通じ、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

なお、社外監査役のサポート体制として、コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人をおき、その使用人は、監査役の指示に従い、その職務を行うものとしております。また、社外監査役に対する情報伝達の徹底のため、監査役監査基準において常勤監査役と他の監査役との情報共有に関する事項を定め、適時、情報の共有化を図っております。

Ｅ．内部監査体制

当行は、内部監査部門として監査部を設置しております。その業務および権限については、取締役会によって承認された組織規定に定められているほか、内部監査方針に基づき、金融円滑化推進管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢および各種リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価するとともに、発見された問題点について、被監査部署が必要に応じて改善を行い、その状況を監査部が確認する態勢となっております。監査部の独立性、監査員の権限、被監査部署の義務等は、監査規定において規定しており、内部監査結果を踏まえて策定される内部監査計画に基づき、実効性のある内部監査を実施することにより、内部監査機能を十分発揮できる態勢を構築しております。また、監査部は、効果的な内部監査を実施するため監査役と緊密な連係を保っております。

なお、内部監査結果については、毎月取締役会および役員部長連絡会で報告されているほか、代表取締役にも都度報告されており、特に経営に重大な影響が認められる問題点については随時報告されております。

Ｆ．外部監査体制

会計監査人による外部監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

（２）各種リスク管理の状況

Ａ．リスク管理体制

当行は、リスク管理体制の充実を経営上の優先課題として位置づけており、リスク管理の基本的な運営方針である「リスク管理の基本方針」を定め、各リスクのリスク管理部署等の組織と役割ならびにリスク管理の内容等を明確化し、当行の安定的かつ永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

リスク管理部署については、統合的リスク管理はリスク統轄部が行うほか、各リスクについては、リスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクに分類し、それぞれの担当部が管理しております。

Ｂ．統合的リスク管理

当行は、統合的リスク管理の基本方針である「統合的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、経営の健全性を高める観点から、直面するリスクに関して、それぞれのリスク毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理態勢を構築するとともに、リスク計量技術の高度化等のリスク管理方法の向上を図っております。

統合的リスク管理の具体的枠組みとしては、自己資本（Ｔｉｅｒ１）の範囲内でリスクの種類毎にリスク資本予算を部門（国内業務部門、資金証券部門等）に配賦し、各部門のリスク量を配賦額の範囲内にコントロールすることでリスクの総体を抑えながらリターンを高める「リスク資本管理」を行っております。また、リスク資本管理は、リスクテイクに見合った収益が確保されているかのリスク･リターン分析、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価等にも活用しております。

Ｃ．信用リスク管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」および信用リスク管理にかかる各種規定等を定め、信用リスク管理を重視した業務運営に資するため、資産の健全性確保のための基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。また、信用リスク管理の適切性の維持・改善を図るため、信用リスク管理の根幹である信用格付制度の整備、および信用格付制度の活用による信用リスク管理の高度化を目指した管理手法等の構築に取り組んでおります。

信用リスク管理にかかる組織としては、営業推進部門等からの独立性と牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の信用リスクの評価、コントロール等を行う信用リスク管理部署としてリスク統轄部、適切な審査・管理、問題債権の管理等を行う審査管理部署として審査部を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理の高度化への取組みとしては、信用格付制度において統計モデルを導入するとともに、信用リスク量は、統合収益管理において信用コストとしてプライシングへの活用、リスク資本の配賦およびストレステストにおいて自己資本充実度評価への活用を図っております。また、信用集中リスクの管理においては、特定の与信先（グループ）への過度な与信集中を回避するため、信用格付毎に管理基準額を定めたうえで与信集中を抑制しているほか、クレジット･リミットとして与信限度額を設定しております。

震災の影響による貸出資産の劣化およびデフォルト先の増加等に備え、与信先の実態把握と経営改善支援等を通じて信用リスク管理を一層強化するとともに、震災の信用リスクへの影響を適切に反映し評価するため、信用格付制度の整備・検証およびパラメータ推計・検証等を積み重ねながら、ＰＤＣＡサイクルの実践による信用リスク管理の高度化に努めております。また、二重債務問題については、震災からの復興および地域経済の活性化に向けて最優先で取り組むべき課題と認識しており、被災された事業者に対しては公的機関による債権買取りスキームを、また、個人に対しては「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を積極的に周知し活用するなど、適切に対応しております。

Ｄ．市場リスク管理

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」および市場リスク管理にかかる各種規定等を定め、市場リスク管理を重視した業務運営に資するため、市場リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理にかかる組織としては、市場取引における牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の市場リスクの評価、コントロール等を行う市場リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、業務運営部署である資金証券部と事務管理部署である市場国際部を分離するとともに、資金証券部内にはリスク統轄部の所属員を駐在させ市場リスク管理の実効性を確保しております。

リスク統轄部は、上記の各種規定等に基づき、市場ＶａＲ等により当行全体の市場リスク量を計測・分析するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や業務の特性に応じて設定したポジション枠や損失限度枠等の遵守状況を日々モニタリングしており、モニタリング結果は、日次でリスク統轄部の業務担当役員、月次でＡＬＭ・収益管理委員会等に報告しております。なお、ポジション枠や損失限度枠等を超過した場合は、速やかに対応策を策定のうえ、ＡＬＭ・収益管理委員会や常務会等で対応を協議するなど早期の対応を図る体制としております。また、先行きの金利や株価等の予測に基づく有価証券の評価損益等のシミュレーション、市場ＶａＲのバックテスティングを月次で実施しているほか、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価を四半期毎に実施し、ＡＬＭ・収益管理委員会等に報告しております。

Ｅ．その他リスク管理

ａ．流動性リスク管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」および流動性リスク管理にかかる各種規定等を定め、安定的な資金繰り運営に資するため、流動性リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法について明確化し、厳正な管理を行っております。また、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」や「決済リスクにかかる緊急時対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応が行えるような体制を整備しております。

流動性リスク管理にかかる組織としては、牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の日々の資金繰り管理および資金や証券の受渡管理を行う資金繰り管理部署および決済の管理部署として市場国際部、資金繰り管理部署および決済の管理部署の統轄、当行全体の流動性リスクの把握、モニタリング等を行う流動性リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、流動性リスク管理の実効性を確保しております。

資金繰り管理では、資金繰りリスクにかかる限度枠として最低限確保すべき手元流動性の額を設定し、その状況を日々モニタリングするとともに、日次または月次の資金繰り見通しの作成、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等を行っております。決済の管理では、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況および他の金融機関等との間で行う決済の状況について管理を行っております。リスク管理では、預金・貸出金計画の実績との乖離状況やストレス状況を含めた資金ギャップ分析などを行っております。さらに、各管理の状況については、月次でＡＬＭ・収益管理委員会等に報告しております。

ｂ．オペレーショナル・リスク管理

当行は、オペレーショナル・リスク管理に関する基本方針である「オペレーショナル・リスク管理方針」およびオペレーショナル・リスク管理にかかる各種規定等を定め、適切なリスク管理に資するため、リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

オペレーショナル・リスクは、損失の発生原因などから「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「アウトソーシングに伴うリスク」および「災害等偶発事態発生によるリスク」の８つに分類し、各リスクの管理部署において適切なリスク管理を行っております。各リスクの管理部署は、事務リスクは事務管理部、システムリスクはシステム部、法務リスクはコンプライアンス統轄部、人的リスクは人事部、有形資産リスクは総務部、風評リスクはリスク統轄部、アウトソーシングに伴うリスクは事務管理部およびシステム部、災害等偶発事態発生によるリスクは総務部、事務管理部およびシステム部となっております。

リスク統轄部は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、当行全体のオペレーショナル・リスクの総合的評価、モニタリング等を行い、各リスク管理部署は、リスクを評価、モニタリングするために、損失情報等の収集・分析、商品・業務等に内在するリスクを特定・認識し、リスク管理の有効性やリスクが顕在化する可能性について自己評価等を行っております。自己評価後の再発防止策などの評価結果や損失の発生状況等については、半期毎および必要に応じて役員部長連絡会や常務会等へ報告しております。

①事務リスク管理

当行は、事務管理体制、監査体制の充実強化が事務リスク管理上の重要課題と捉え、事務リスク管理の基本方針である「事務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事務ミス等の発生状況や損失情報等の収集、事務ミス等の発生原因の分析・評価を行い、必要に応じて事務手続の見直しや営業店に対する注意喚起の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

事務管理面では、正確・迅速な事務処理体制の向上を図るため、事務管理部による臨店指導の実施、研修会の開催などを行っております。また、監査部による総合監査についても、内部監査機能の充実・強化を図り、事務処理状況の点検にとどまらず、事務リスクを含めたリスク管理態勢を総合的に監査しております。

②システムリスク管理

当行は、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と捉え、システムリスク管理の基本方針である「システムリスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、システムの障害・不備、システムの不正使用にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じてバックアップ機の設置、ネットワークの二重化の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

システムの安全性確保に向けた取組みとして、電算センター（泉センター）には、「３次元免震床」を採用し、また、オフサイトバックアップシステムを確保するなど天災・人災等に備えた万全のセキュリティシステムを構築しております。

さらに、システム・データ保護に関する規定等を整備し、全役職員に対し周知徹底するとともに、その遵守状況については監査部が定期的に監査を行っております。特に個人データについては、個人情報の保護に関する法律の基本理念に従いつつ、「個人データ管理基準」を制定し、適切な管理を行っております。

平成 24 年 10 月には、システム障害発生時の対応態勢を強化する観点から「システム障害対策本部規定」を制定しており、今後とも必要に応じ適切な対応を行ってまいります。

③法務リスク管理

当行は、法令等の遵守状況が十分でないこと、および取引の法律関係に不備・不確実な部分があることにより損失を被る法務リスクの管理について、その基本方針である「法務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事故・苦情等にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。また、法令等遵守態勢の整備・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会の下部機関として「コンプライアンス部会」および本部各部および営業店に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令等遵守に係わる事項に関する情報の共有・意見交換等を行うとともに、注意喚起および教育・啓蒙を実施しております。

④人的リスク管理

当行は、人事労務上の問題等に起因して損失を被る人的リスクの管理について、その基本方針である「人的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、専門的な技術・知識の特定の行員等への集中、行員等の傷病による職場離脱および行員等の中途退職にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

専門的な技術・知識の特定の行員等への集中状況にかかる対応としては、所属部署内でのＯＪＴ・ジョブローテーションを通じた代替者育成による互換性の向上に努めております。行員等の健康管理については保健師等による巡回健康相談を実施するほか、各種研修会を通してメンタルヘルス関連の講義を実施するなど、心身両面からの健康管理対策を推進しております。

⑤有形資産リスク管理

当行は、災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被る有形資産リスクの管理について、その基本方針である「有形資産リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、有形資産の洗い出し、建物の耐震診断、自家発電設備の設置状況等停電対策の評価等を行い、必要に応じて建替および改修工事計画等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

有形資産については、取得、賃借の開始等の変動が発生した都度、ならびに年度毎および必要に応じて、「有形資産リスク評価シート」により、耐震性、停電対策の適切性、セキュリティー対策の適切性、老朽化対策の適切性の観点からリスクの評価を行っております。

⑥風評リスク管理

当行は、市場や顧客の間における事実と異なる風評によって損失を被る風評リスクの管理について、その基本方針である「風評リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、風評情報の収集や風評内容の評価を行うなど適切な管理を行っております。マスコミやインターネット等において風評の発生が確認された場合は、必要に応じて、風評リスクの回避や削減のため、「事実と異なる風評の否定」、「事実の公表」、「事実と異なる風評の発信源の特定および法的措置」等の対応策を講じ、迅速かつ適切な対応により事態の収拾・沈静化を図ることとしております。

⑦アウトソーシングに伴うリスク管理

当行は、外部に委託した業務に関して、委託先において事務ミスやシステムトラブル等が発生し、当行または当行の顧客が不測の損失を被るアウトソーシングに伴うリスクの管理について、その基本方針である「アウトソーシングに伴うリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、リスクの発生源が当行から委託先に振替わるなどの特性を踏まえた適切な管理を実施しております。

アウトソーシング先の選定に際しては、「アウトソーシング先の評価にかかるチェックリスト」により、アウトソーシング先の安全性・信頼性等の評価を行ったうえで業務委託契約を締結しているほか、委託後においても、定期的もしくは必要に応じ、「アウトソーシングにかかる点検報告書」に基づく業務委託契約の実施状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果、業務委託契約の実施状況等に懸念が生じた場合は、改善指導、アウトソーシング先の変更等の対応を行っております。

⑧災害等偶発事態発生によるリスク管理

当行は、災害等偶発事態発生により業務に支障をきたし、損失を被る災害等偶発事態発生によるリスクの管理について、その基本方針である「災害等偶発事態発生によるリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、災害等偶発事態発生にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じて災害等の緊急時に対応した訓練の実施やリスクの削減に資する防犯・防災設備および機器等の設置等の対策を講じるなど適切な管理を行っております。

地震、風水害等の自然災害については気象庁等が公表する統計データ等の情報、火災、各種犯罪等の人的災害については消防庁および警察庁等が公表する統計データ等の情報を定期的および必要に応じて収集し、災害の規模および発生地域等から業務への影響を分析しております。

Ｆ．業務継続体制の整備

当行では、大規模地震や風水害、新型インフルエンザ、またはシステム障害等の緊急事態発生時における基本的な行動原則を明確にするため「災害等緊急時対応プラン」を制定しております。「災害等緊急時対応プラン」には、当行が不慮の災害等により損害を被り、銀行業務が通常どおり果たせなくなった場合においても、金融機能の維持の観点から必要最低限の業務を継続するため、あるいは早期に再開・復旧をはかるために必要な「業務継続計画」を定めており、業務継続体制の整備に努めております。

東日本大震災では、予見をはるかに超える被害を受けたことを踏まえ、平成 24 年 4 月、想定するリスクおよび被害を東日本大震災規模に引き上げたうえで見直しを図り、地域における金融機能を維持できるよう、業務継続体制の一層の強化を図りました。

その他、「災害等緊急時対応プラン」の実効性を確認するため、定期的な災害訓練や業務継続訓練を実施しております。